

津軽沿岸海岸保全基本計画

平成 29 年 3 月

青 森 県

目 次

1. 海岸保全基本計画の基本的な考え方	1
1-1. 海岸保全基本計画の趣旨	1
1-2. 海岸保全基本方針の概要	2
1-3. 海岸保全基本計画策定の流れ	6
1-4. 海岸保全基本計画の対象範囲	8
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	9
2-1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	9
(1) 海岸の現況	9
1) 海岸の概要	9
2) 自然的特性	11
3) 社会的特性	15
4) 海岸防護の現況	19
5) 海岸環境の現況	27
6) 海岸利用の現況	33
(2) 海岸の保全の方向性（基本理念）	37
1) 沿岸の特性総括	37
2) 海岸の保全の基本理念	38
3) 海岸の保全に関する基本方針	39
2-2. 海岸の防護に関する事項	40
(1) 海岸の防護の目標	40
1) 防護すべき地域	40
2) 防護水準	40
(2) 海岸の防護の目標を達成するための施策	40
2-3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	45
2-4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	48
2-5. ゾーン区分とゾーン毎の方向性	50
(1) 津軽沿岸のゾーニングによる区分	50
1) ゾーニングに当たっての基本的な考え方	50
2) ゾーニングによる沿岸の区分	50
(2) ゾーン毎の特性	52

目 次

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項.....	53
3-1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項.....	53
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域.....	54
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	54
(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況.....	54
3-2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項.....	55
(1) 海岸保全施設の存する区域.....	55
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	55
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法.....	55
4. 留意すべき重要事項.....	56
4-1. 関連計画との整合性の確保.....	56
4-2. 関係行政機関との連携調整.....	56
4-3. 地域住民の参画と情報公開.....	57
4-4. 計画の見直し.....	57
添付資料 1 別表.....	59
添付資料 2 添付図.....	81

1. 海岸保全基本計画の基本的な考え方

1-1. 海岸保全基本計画の趣旨

我が国の海岸は、国土狭あい、その背後に多くの人口・資産が集中している区間であるとともに、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有しています。また、海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間であり、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独自の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土としての役割も担ってきています。このような中、海岸法では、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸管理を実施することを目的に、国土交通大臣が「海岸保全基本方針」を定め、都道府県知事は、これに基づき「海岸保全基本計画」を定めることとされています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により海岸保全施設及びその背後地に甚大な被害を受けました。このような中、津波災害に対しては、なんとしても人命を守るという基本姿勢に基づき、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防御」の考え方や、今後、津波対策を講じるにあたって、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、最大クラスの津波と比べ、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の、二つのレベルの津波を想定することなどの考え方が、国から示されました。

こうした状況を踏まえ、国では平成 26 年に海岸法を改正し、津波、高潮等に備え、防災・減災対策を一層推進するとともに、更には、急速に進む海岸保全施設の老朽化に、予防保全の考え方に基づき適切に対応していくこと、またハード面の対策だけでなく、適切な避難のためソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を行うことなどとなりました。

本計画は、これらを踏まえ、津軽沿岸における総合的な海岸の保全を実施することを目的に定めるものです。

1-2. 海岸保全基本方針の概要

平成 26 年の海岸法改正を踏まえ、国は「海岸保全基本方針」を変更しました。その概要は、次のとおりです。

1. 海岸の保全に関する基本理念

「美しく、安全で、いきいきとした海岸」を次世代へ継承していくこと

- ・この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進。
- ・海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を活かした地域とともに歩む海岸づくりを目指す。

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

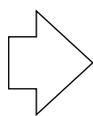
- ・地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や利用の状況等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保。
- ・海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えてソフト面の対策を講じ、これを総合的に推進。
- ・特に、防災上の機能と併せ、環境や利用という観点から良好な空間としての機能を有する砂浜を保全。
- ・予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新。

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

～災害から背後の人命や財産を防護～

<津波、高潮対策>

<侵食対策>



○施設の整備によるハード面の対策と、情報伝達等ソフト対策も組み合わせた総合的な対策を行う。

○土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

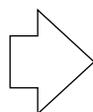
(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

～自然と共生する海岸環境の保全と整備～

<優れた景観、自然の保全>

<海岸保全施設の整備に当たり
海岸環境の保全に十分配慮>

<海岸環境に関する情報の共有>



○必要に応じ、車の乗り入れ等の一定の行為を規制し、油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。

○必要に応じ、砂浜、植栽等を整備し、親水護岸、遊歩道等人と海との触れ合いを確保するための施設も整備。

○保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～海岸が有している様々な機能を十分生かし、公衆の適正な利用を確保～

＜海岸の利用の増進＞

○海岸の利用の増進に資する施設の整備を推進。

○景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処。

＜海との触れ合いの場を確保＞

○自然環境の保全に留意した海辺へのアクセスの確保。

＜海岸利用に当たり、海岸環境へ悪影響を生じさせない＞

○マナーの向上にむけた啓発活動の推進。

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

＜安全な海岸の整備＞

○線的防護方式から面的防護方式への転換、侵食対策としての土砂の適切な管理、必要に応じた耐震性の強化等を推進。

＜自然豊かな海岸の整備＞

○自然特性に応じた海岸保全施設を整備。

＜親しまれる海岸の整備＞

○利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

＜費用の軽減・平準化＞

○適切な時期に巡視又は点検を実施。

＜所要機能の確保＞

○予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を実施。

○点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

4. 海岸の保全に関するその他の重要事項

＜広域的・総合的な視点からの取組の推進＞

○関係する行政機関とより緊密な連携を図るとともに、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進。

＜地域との連携の促進と海岸愛護の啓発＞

○地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
○海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。

○環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成。

＜調査・研究の推進＞

○質の高い安全な海岸の実現に向けた研究開発等を推進し、民間を含めた幅広い分野との情報の共有、技術の連携等を推進する。

また、海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画において定めるべき事項を次のとおり定めています。

三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項（海岸保全基本方針より抜粋）

都道府県においては、本海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して二で定めた沿岸ごとに整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。

海岸保全基本計画において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項は、次のとおりである。

1 定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

② 海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

イ 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の現存する区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに存する海岸保全施設の規模及び配置等について定める。

ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は、次のとおりである。

(1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2) 関係行政機関との連携調整

海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

(3) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

(4) 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

1-3. 海岸保全基本計画策定の流れ

海岸法では、都道府県が海岸保全基本計画を定めようとする場合、または変更する場合において、関係市町村長の意見を聴くこととされており、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聴くこととされています。

また、計画のうち「海岸保全施設の整備に関する事項」について、案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ関係住民の意見を聴くこととされています。

本県では、上記の手続きを踏まえ、平成 15 年 6 月に定めた海岸保全基本計画を今回変更するにあたり、3 名の学識者から御意見をいただくとともに、パブリックコメントにより県民から御意見をいただきました。

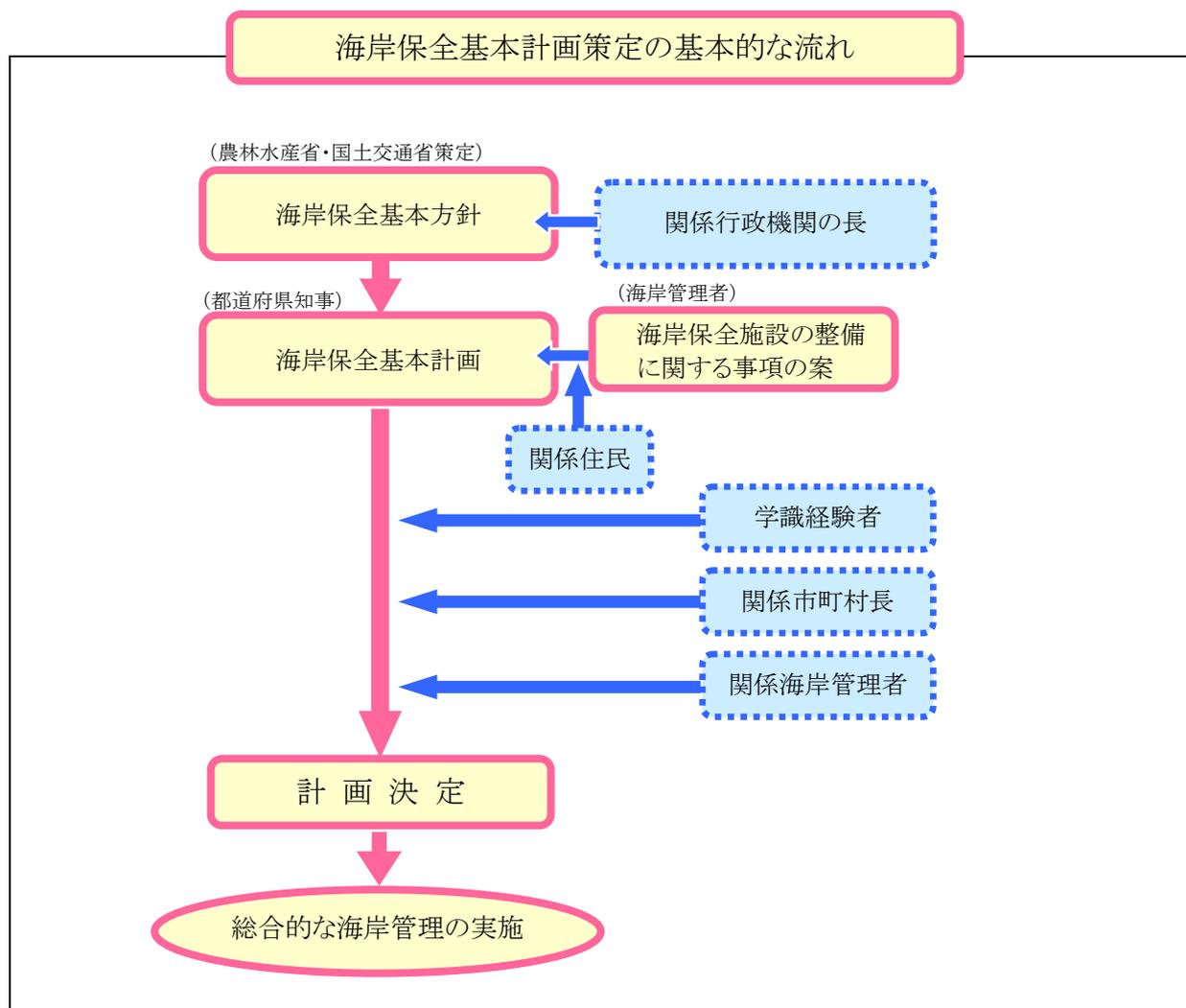


図-1 海岸保全基本計画策定の基本的な流れ

【現計画(平成15年6月)】

1. 津軽沿岸海岸保全基本計画の概要	1-1 目的 1-2 海岸保全基本方針の概要 1-3 対象範囲
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	2-1 海岸の概要 2-1-1 海岸保全の経緯 2-1-2 海岸に対するイメージ 2-2 自然的特性 2-2-1 気象・海象 2-2-2 地勢 2-2-3 河川 2-2-4 江線地形 2-2-5 自然公園・天然記念物 2-3 社会的特性 2-3-1 人口 2-3-2 産業 2-3-3 交通 2-3-4 歴史・文化財 2-3-5 関連する法規制 2-3-6 関連する諸計画
2-4 海岸防護の現況	2-4-1 海岸防護の現況 2-4-2 海岸防護に対する沿岸住民の意識
2-5 海岸環境の現況	2-5-1 海岸環境の現況 2-5-2 海岸環境に対する沿岸住民の意識
2-6 海岸利用の現況	2-6-1 海岸利用の現況 2-6-2 海岸利用に対する沿岸住民の意識
2-7 海岸の保全の方向に関する事項	2-7-1 沿岸の特性総括 2-7-2 海岸の保全の基本理念 2-7-3 海岸の保全に関する基本方針
2-8 海岸の防護に関する事項	2-8-1 海岸の防護の目標と防護水準 2-8-2 防護の目標を達成するための施策
2-9 海岸環境の整備及び保全に関する事項	2-9-1 海岸環境の整備および保全のための施策
2-10 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	2-10-1 公衆の適正な利用を促進するための施策
2-11 ゾーン区分とゾーン毎の方向性	
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	3-1 海岸保全施設の整備の考え方 3-2 海岸保全施設を整備しようとする区域 3-3 海岸保全施設の種類の状況 3-4 受益地域の状況 3-5 地域との連携
4. 計画の見直しと対処	

【主な変更内容】

東日本大震災の教訓及び海岸法の改正等、海岸保全基本計画の変更に至る経緯を追加	1-1 目的
海岸の地形的特徴及び海岸保全の経緯を統合し、海岸の概要とした	2-1 海岸の概要
地震・津波について、津波浸水想定の設定等を追加	2-2-1 気象・海象
津波の防護については、二つのレベルの津波を想定し、海岸保全施設による防護及びソフト対策も組み合わせた多重防御と、対策方法を明確化。また海岸保全施設の維持管理は、予防保全の考え方を基本とすること等を追加	2-8-1 海岸の防護の目標と防護水準
地域住民との連携にあたり、海岸協力団体制度も活用することを追加	2-9-1 海岸環境の整備および保全に関する事項
「新設又は改良に関する事項」及び「維持又は修繕に関する事項」に細分	3-1 海岸保全施設を整備しようとする区域
上記の他、観測及び統計データ、並びに、市町村合併等の社会情勢の変化を反映し更新	4. 計画の見直しと対処

【変更案】

1. 海岸保全基本計画の基本的な考え方	1-1 海岸保全基本計画の概要 1-2 海岸保全基本方針の概要 1-3 海岸保全基本計画策定の流れ 1-4 海岸保全基本計画の対象範囲
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	2-1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 (1) 海岸の現況 1) 海岸の概要 2) 自然的特性 3) 社会的特性 4) 海岸防護の現況 5) 海岸環境の現況 6) 海岸利用の現況 (2) 海岸の保全の方向性(基本理念)
2-2 海岸の防護に関する事項	(1) 海岸の防護の目標と防護水準 1) 防護すべき地域 2) 防護水準 (2) 海岸の防護の目標を達成するための施策
2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	2-3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 2-3-2 海岸保全施設の種類の状況 2-3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 2-3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 2-3-5 海岸保全施設の存続する区域 2-3-6 海岸保全施設の種類の状況 2-3-7 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	2-4-1 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
2-5 ゾーン区分とゾーン毎の方向性	2-5-1 ゾーン区分とゾーン毎の方向性
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	3-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 3-2 海岸保全施設を整備しようとする区域 3-3 海岸保全施設の種類及び配置 3-4 受益地域の状況 3-5 地域との連携
4. 留意すべき重要事項	4-1 関連計画との整合性の確保 4-2 関係行政機関との連携調整 4-3 地域住民の参加と情報公開 4-4 計画の見直し

※ 目次の構成は、国の海岸保全基本方針の「三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項」との整合を図り修正

1-4. 海岸保全基本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は津軽沿岸で、根岸（外ヶ浜町平館）から秋田県境までの総延長約 227km の海岸とします。

表-1 海岸保全基本計画の策定する沿岸域

沿岸名	区域		延長 (平成26年版海岸統計)	区域内市町村			
	起点	終点		外ヶ浜町 つがる市	今別町 鱒ヶ沢町	中泊町 深浦町	五所川原市
津軽沿岸	根岸	秋田県界	227,466m				

※根岸とは、平館漁港区域の南端とする



図-2 津軽沿岸の対象範囲

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 海岸の現況

1) 海岸の概要

津軽沿岸は、根岸（外ヶ浜町平館）から秋田県境までの総延長約 227km の海岸であり、五所川原市、つがる市、外ヶ浜町、今別町、中泊町、鱒ヶ沢町、及び深浦町の 2 市 5 町からなります。

津軽沿岸は、大部分が津軽国定公園に指定されており、津軽半島中央部の十三湖付近から鱒ヶ沢町川尻までの海岸は、「七里長浜」と呼ばれ、長大な砂浜を形成しています。

一方、七里長浜を挟んで、北側の外ヶ浜町平館から五所川原市市浦までの海岸及び南側の鱒ヶ沢町川尻から秋田県境までの海岸は、大部分が急峻な山地が海岸及びその付近まで迫る岩礁海岸となっています。深浦町の「千畳敷」などは、岩礁海岸の優れた景観や日本海に沈む夕日を鑑賞することができ、地域の観光資源となっています。

津軽沿岸の海岸整備は、昭和 30 年代初頭の相次ぐ季節風や台風等の被害を契機に、昭和 36 年に三厩漁港海岸に着手したのが始まりで、翌年には国直轄事業で津軽海岸に、また同年に県単独事業で三厩海岸に着手され、これまでに海岸堤防・護岸や離岸堤等による海岸保全施設の整備が進められてきました。

これらの海岸整備は、国土交通省水管理・国土保全局、同港湾局、農林水産省農村振興局及び同水産庁がそれぞれ所管しています（図-3 参照）。

表-2 津軽沿岸における 3 省庁所管延長

	海岸線延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)	海岸保全施設の 有施設延長(m)
青森県	789,633	409,147	260,450
津軽沿岸	227,466	115,782	74,212
国土交通省 水管理・国土保全局所管	120,407	51,019	30,706
国土交通省 港湾局所管	11,051	6,449	4,262
農林水産省 農村振興局所管	16,397	15,540	15,267
農林水産省 水産庁所管	79,611	42,774	23,977

(平成26年版海岸統計)

2) 自然的特性

①気象

本県の気候は、概して、冷涼型の気候で、夏が短く、冬は寒さが厳しいことが特色となっています。しかし、山脈、半島、陸奥湾などの地形的な複雑さや海流の関係で、地域によってかなり気候に差があります。

一般に、日本海側は対馬海流の影響により太平洋側に比べて温暖で、冬も季節風を強く受けますが、積雪量は内陸ほど多くありません。

表-3 県内の主な観測点における観測結果

	平均気温		日照時間		降水量(総量)		最深積雪 (cm)
	4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月	
青森地方気象台(青森市)	17.2	1.5	1,350.7	384.3	779.5	704.0	91.0
むつ特別地域気象観測所(むつ市)	15.9	1.0	1,312.0	502.5	748.0	562.0	76.0
深浦測候所(深浦町)	17.0	2.3	1,277.5	236.7	1,071.0	553.5	40.0
八戸測候所(八戸市)	16.7	1.5	1,317.9	693.2	873.0	255.5	61.0

(平成26年気象庁月報)

②海象

図-4 に、深浦港における風向分布および波高、周期階級別出現頻度を示します。冬季は、通年と比べ波高 1.0m 以上の出現頻度が高く、風向は西高東低の気圧配置により W 方向の出現が多くなっており、日本海側特有の冬季における厳しい波浪状況が伺えます。一方、夏季においては、非常に静穏な海域になることも伺えます。なお、津軽沿岸の潮位変動は、平成 7 年から平成 16 年までの平均で、気象庁観測地点の深浦において約 0.5m となっており、同じく深浦の既往最高潮位は、T.P. +1.020m となっています。

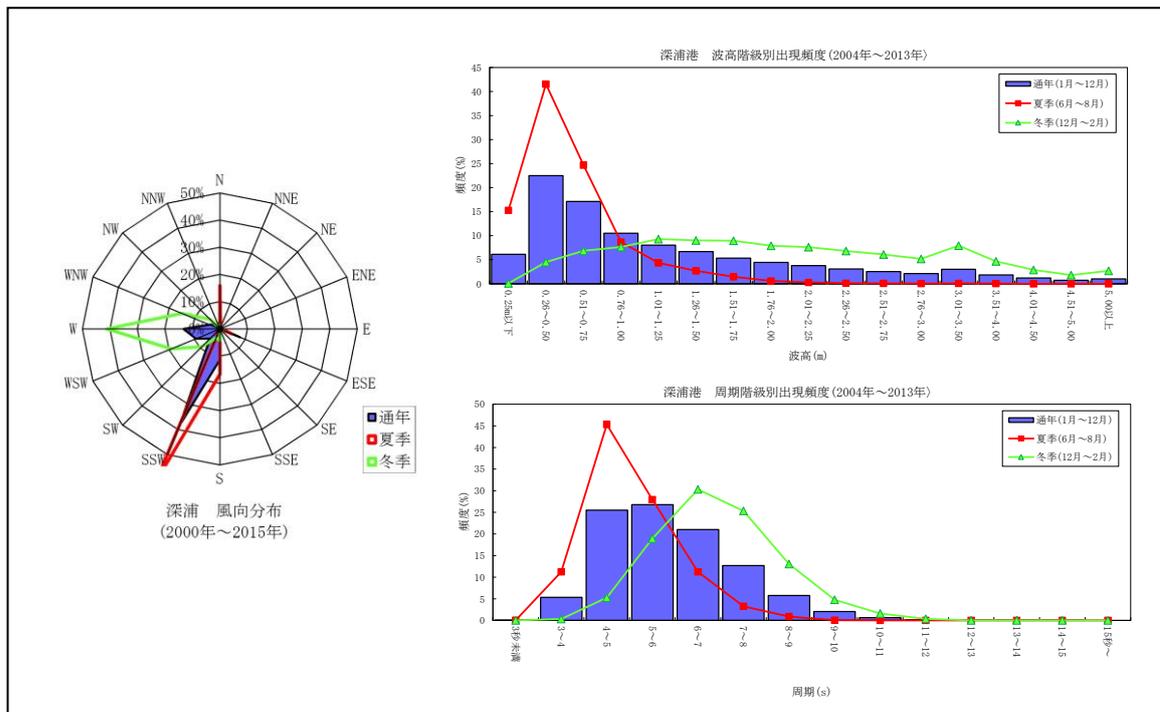
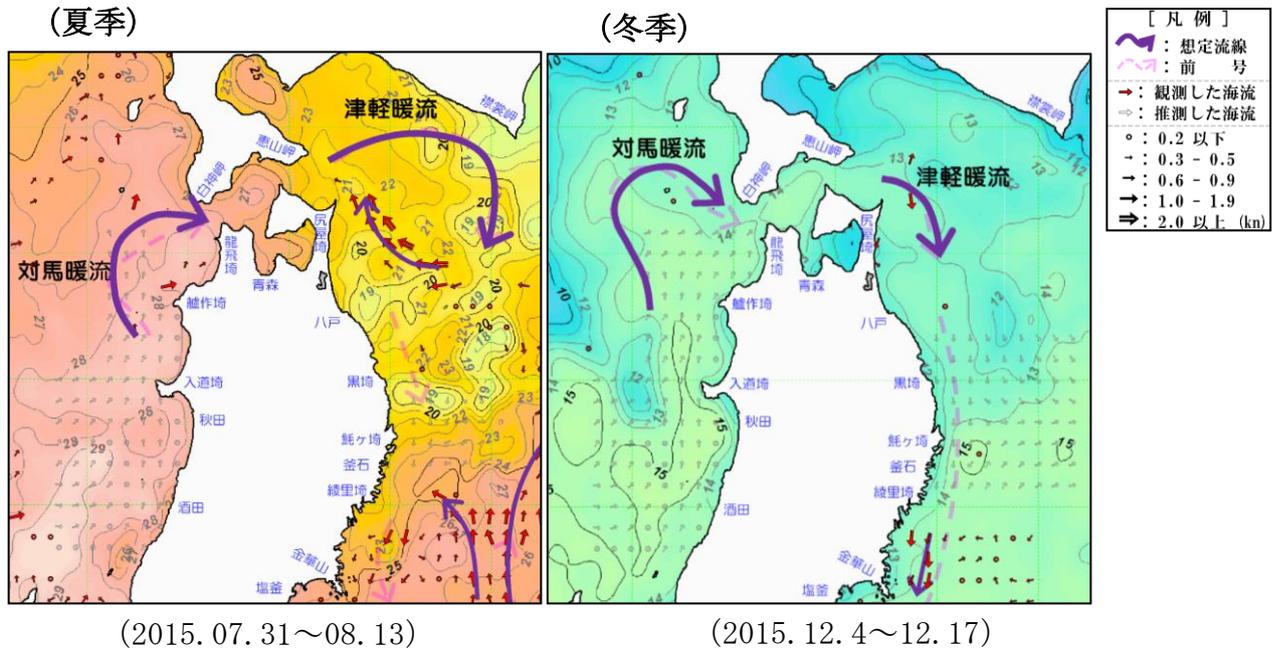


図-4 沿岸の主な地点における風向・波高状況

図-5 に、海上保安庁による「海洋速報 海流図」を示します。

津軽沿岸における海流は、南から北への対馬暖流が卓越した流れとなっています。

日本海沿岸では、海水面の高さが夏季に高く、冬季に低くなるという既設変異が見られます。また、津軽海峡内は日本海の潮位と太平洋側の潮位との水位差や潮流の影響により、転流、憩流もあり、逆流も見られます。



資料：「海洋速報 海流図 海上保安庁」

図-5 青森県周辺の海流

③地形・地質

奥羽山脈が県の中央を南北に走り、八甲田火山群に代表される中央山地を形成しており、秋田県との境をなす世界遺産の白神山地や県最高峰の岩木山をはじめとする西部山地が形成されています。

また、津軽半島脊梁山地によって囲まれた岩木川流域には、肥沃な津軽平野が形成されています。

地質の基盤を構成するのは古生代・中世代に形成された地層（先第三系）で、その上位に新第三系、第四系の完新統が分布しており、津軽山地や白神山地にかけての山地には新第三系を特徴づけるグリーンタフが分布しています。また、完新統は礫、砂、粘土からなり、河川流域や海岸域に発達し平野を構成しています。

表-4 沿岸における主な山岳

山地名	山岳名	標高
津軽半島	丸屋形岳	718 m
	四ッ滝山	670 m
奥羽山脈北部	八甲田山<大岳>	1,585 m
	八甲田山<高田大岳>	1,552 m
白神山地	岩木山	1,625 m
	向白神岳	1,250 m
	白神岳	1,235 m

(国土地理院)

④河川

青森県内には、一級河川 3 水系、二級河川 79 水系をはじめとして多くの河川があります。

津軽沿岸には、一級河川として、県内の最大流域を誇る岩木川が河口に十三湖を形成しながら日本海に注いでいます。二級河川は、西部山地を水源とする赤石川・中村川・追良瀬川等があります。

また、県内には幾つかの湖沼があり、そのうち十三湖は、海水と淡水が混じり合う汽水湖となっており、全国有数のシジミの産地にもなっています。

沿岸に流入する河川の位置図は図-6 に示すとおりです。

表-5 沿岸における主な河川

沿岸名	指定区分	水系名	区域延長 (支川も含む)
津軽沿岸	一級河川	岩木川	706 km
	二級河川	中村川	40 km
		赤石川	41 km
		追良瀬川	28 km

(平成22年度河川調書)

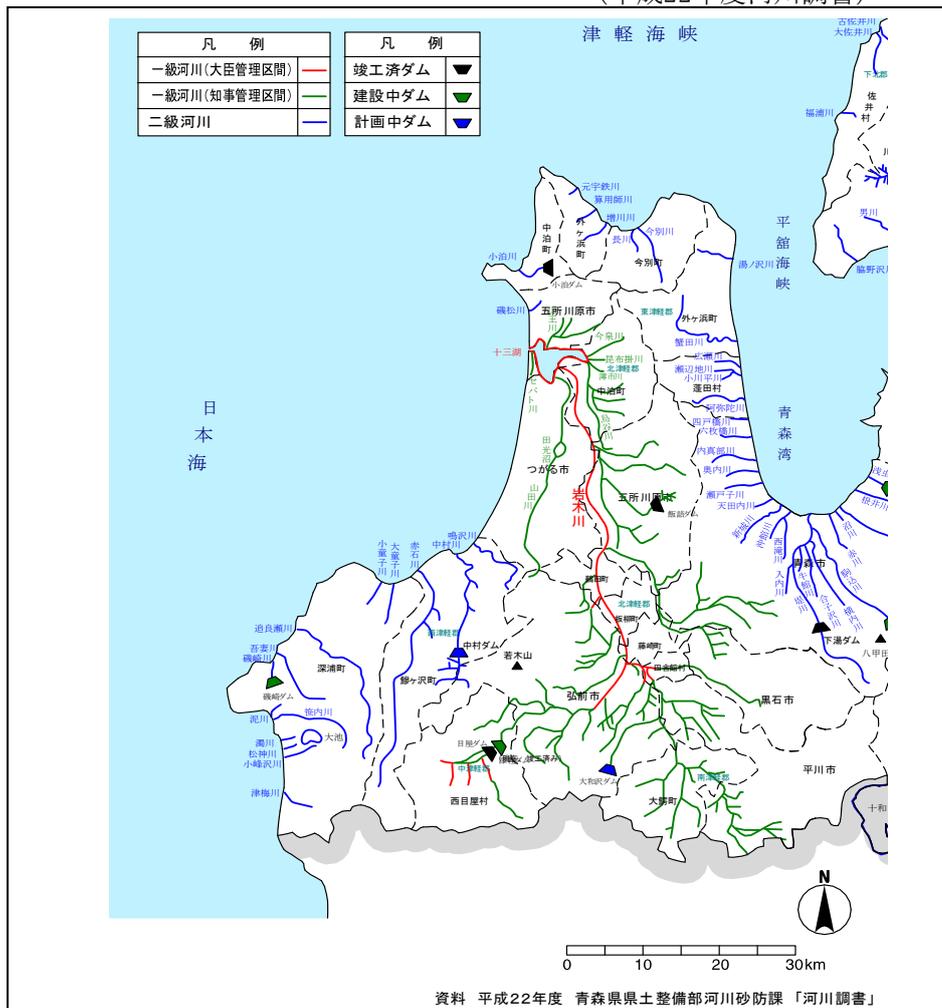


図-6 沿岸の河川

3) 社会的特性

①人口

青森県の人口は、全体で約 131 万人、うち沿岸市町村人口は約 84 万人となっており、県人口の約 64%を占めています。

津軽沿岸市町村の人口は約 13 万人となっており、県全体人口の約 10%、県沿岸市町村人口の約 15%を占めています。沿岸には五所川原市、つがる市があり、二市の人口は沿岸人口の約 70%にのぼっています。

また、県全体の人口密度が 136 人/km² に対し、津軽沿岸は 62 人/km² と県全体より低くなっています。

表-6 沿岸市町村の人口

		人口	人口密度 (人/km ²)
青森県		1,308,265	136
うち沿岸市町村		841,625	149
	津軽沿岸	127,193	62
	五所川原市	55,181	137
	つがる市	33,316	131
	町村部	38,696	28

(平成27年国勢調査)

②産業

青森県の就業人口は、全体で約 63 万人、うち沿岸市町村の就業者人口は約 40 万人となっており、県全体の 63%を占めています。

津軽沿岸市町村の就業者人口は約 6 万人となっており、県全体の約 10%、県沿岸市町村の約 15%を占めています。産業別では、第一次産業が 22%、第二次産業が 18%、第三次産業が 59%という構成になっており、県全体の構成と比較すると、第一次産業の割合が高く第三次産業の割合が低くなっています。

産業による総生産高については、五所川原市が突出しており 1,576 億円となっているほか、つがる市が 830 億円、その他の町は 172~271 億円程度となっています。第一次産業比は、今別町では県全体の割合より低くなっていますが、その他の市町は高く、うち五所川原市・つがる市・鯨ヶ沢町は農業が大勢を占め、外ヶ浜町は水産業が大勢を占めています。

表-7 沿岸市町村の産業構成

	推計就業者数（平成25年度）（単位：人）				市町村内総生産（平成25年度）（単位：百万円）			
	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
青森県	630,987	79,334	119,445	432,208	4,411,514	172,354	945,032	3,308,128
うち沿岸市町村	397,549	32,091	76,429	289,201	3,121,368	86,247	728,096	2,307,025
津軽沿岸	60,929	13,179	11,221	35,942	349,978	25,033	63,501	261,444
五所川原市	25,740	3,704	4,806	17,230	157,602	7,030	22,351	128,221
つがる市	16,593	5,000	2,838	8,754	82,978	10,381	11,082	61,515
町村部	18,596	4,475	3,576	9,958	109,398	7,622	30,068	71,708

（平成25年度市町村民経済計算）

水産業について、平成27年青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）によると、青森県全体の漁獲数量は25万トン、漁獲金額は529億円を数え、全国有数の水産県となっています。

沿岸では、主に日本海を北上する対馬暖流に乗って回遊する、まぐろ・ぶり・たい・するめいか等を春から夏にかけて、秋から冬にかけては対馬暖流の勢力が衰えるため、北から回遊する、さけ・たら等を対象として、定置網・いか釣り・沖合底曳網・刺網などの漁業が営まれています。そのほか、もずく・さざえ等や、特に津軽海峡に面した地域は、こんぶ・あわび・うに等の採介藻漁業も盛んです。

③交通

青森県西部の幹線道路としては、秋田県境から鱒ヶ沢町、五所川原市を通る国道101号、五所川原市から北に延び竜飛崎に向かう国道339号、竜飛崎から今別町を通り外ヶ浜町平館方面に向かう国道280号があります。また、国道101号に並行するようにJR五能線が通っています。

④歴史・文化財

津軽沿岸の市町村では、古くから交易港として開かれていた深浦町の円覚寺薬師堂内厨子や縄文時代遺跡のある木造町の亀ヶ岡石器時代遺跡など国指定の文化財・史跡が、平成26年度末現在で10件あります。

また、県指定のものは27件あり、主に仏教芸術や縄文遺跡出土品が多くなっているほか、宋銭や中国製の青磁器などが発見され国際貿易港だったと考えられている十三湊遺跡等があります。

⑤関連する法規制（自然環境保全に関する法的規制等）

・自然公園

自然公園は優れた自然を守り、広く保健休養の場として利用していくために、自然景観の優れた地域を「自然公園法」に基づき指定するもので、地域区分に応じ土地利用などについて規制しています。青森県は、自然環境に恵まれ、国立公園が2地域、国定公園が2地域、県立自然公園が7地域指定されています。これらの総面積は約11万5千haになります。

・自然環境保全地域

自然環境保全地域は、豊かな自然環境を保護し、豊かな生態系とそこに生息する野生生物を守っていくために「自然環境保全法」および「青森県自然環境保全条例」に基づき指定される地域で自然公園と同様、地域区分に応じ土地利用などについて規制しています。青森県には国指定、県指定あわせて10地域が指定されており、総面積は1万5千haになります。

・鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき設定されるもので、鳥獣の捕獲が規制されるほか、特別保護地区では土地利用についても規制しています。青森県内には平成26年度現在99箇所の鳥獣保護区が設定されており、その総面積は15万4千ha、そのうち2万2千haが特別保護地区に設定されています。

・保護林

保護林は、原生的な森林生態系の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業や管理技術の発展などを目的として「保護林制度」に基づき管理を行う国有林で、伐採等が制限されます。青森県には全部で21箇所の保護林があり、その合計面積は3万haになります。

・青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県の森林、河川及び海岸（以下「ふるさとの森と川と海」という。）が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて、様々な祭礼・伝統漁法・風俗習慣などの地域文化を形成していることから、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として平成13年12月21日に制定された条例です。

以上の他、自然環境保全に関する法的規制区域には保安林制度の風致保安林、青森県開発規制区域、青森県緑地保全地域があり、それぞれ樹木の伐採等土地利用について規制しています。

4) 海岸防護の現況

①高潮・侵食等の現況

・公共土木施設災害（海岸災害）の状況

高潮・高波および地震・津波による主な海岸災害の発生状況は、表-8 に示すとおりです。

特に、日本海特有の冬季風浪や、夏から秋にかけて来襲する台風による被害が多く見られます。

表-8 沿岸における主な公共土木施設災害の実績

被災年次	市町村名	被災状況(被災施設)	災害名
昭和34年9月17日～19日	深浦町、鯉ヶ沢町、中泊村、外ヶ浜町、今別町、五所川原市	護岸、道路等の被災	台風第14号
昭和36年1月4日～27日	深浦町、鯉ヶ沢町、五所川原市、外ヶ浜町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和36年5月29日～30日	深浦町、中泊町	護岸等の被災	風浪災害
昭和36年9月16日～17日	今別町	護岸等の被災	第2室戸台風
昭和37年1月2日～3日	鯉ヶ沢町、今別町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和38年1月6日～8日	中泊町、深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和39年1月31日～2月2日	今別町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和39年3月21日～22日	深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和40年1月8日～9日	外ヶ浜町、今別町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和41年1月4日～8日	中泊町、今別町、外ヶ浜町、深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和42年9月21日～22日	外ヶ浜町	護岸等の被災	台風第27号
昭和43年5月16日	鯉ヶ沢町、深浦町	護岸等の被災	十勝沖地震
昭和43年8月21日～22日	五所川原市、中泊町	護岸等の被災	昭和43年8月豪雨災害
昭和44年8月23日～24日	鯉ヶ沢町、中泊町、深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和44年12月3日	深浦町	護岸、堤防等の被災	冬季風浪災害
昭和47年12月1日～2日	深浦町	防潮堤等の被災	冬季風浪災害
昭和48年9月23日～24日	外ヶ浜町、今別町	護岸等の被災	大雨災害
昭和48年12月21日～22日	深浦町	防潮堤等の被災	低気圧による災害
昭和48年12月22日～23日	鯉ヶ沢町、外ヶ浜町、今別町、深浦町	護岸等の被災	暴風雪による災害
昭和49年10月23日～24日	外ヶ浜町、中泊町	護岸等の被災	低気圧による災害
昭和49年10月31日～11月1日	鯉ヶ沢町、深浦町	護岸等の被災	低気圧による災害
昭和49年11月18日	鯉ヶ沢町、深浦町	護岸等の被災	低気圧による災害
昭和51年10月28日～29日	鯉ヶ沢町、深浦町、外ヶ浜町	護岸、離岸堤等の被災	低気圧による災害
昭和52年3月5日	中泊町、深浦町	離岸堤等の被災	冬季風浪災害
昭和53年10月29日	外ヶ浜町、今別町、つがる市	離岸堤等の被災	低気圧による風浪災害
昭和53年11月20日～21日	外ヶ浜町、今別町	護岸、離岸堤等の被災	低気圧による風路災害
昭和53年12月2日～4日	中泊町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和54年3月11日	中泊町、今別町	離岸堤等の被災	冬季風浪災害
昭和54年3月20日～31日	深浦町、外ヶ浜町	護岸、離岸堤等の被災	低気圧による風浪災害
昭和55年1月31日	外ヶ浜町、今別町、中泊町	護岸、離岸堤等の被災	風浪による災害
昭和55年3月11日～12日	今別町	護岸等の被災	風浪による災害
昭和55年10月22日～27日	深浦町、外ヶ浜町、中泊町	護岸、離岸堤等の被災	風浪による災害
昭和56年2月25日	外ヶ浜町、鯉ヶ沢町	離岸堤等の被災	風浪による災害
昭和56年8月21日～23日	外ヶ浜町、五所川原市	護岸等の被災	台風第15号による災害
昭和57年2月25日～27日	外ヶ浜町、五所川原市、鯉ヶ沢町	離岸堤等の被災	季節風による沿岸の風浪災害
昭和57年9月10日～13日	今別町、鯉ヶ沢町	護岸等の被災	台風第18号による災害
昭和58年1月8日～10日	今別町、鯉ヶ沢町	護岸、離岸堤等の被災	低気圧による災害
昭和58年2月17日～20日	今別町、外ヶ浜町	離岸堤等の被災	低気圧による災害
昭和58年5月26日	深浦町、鯉ヶ沢町、つがる市、五所川原市、中泊町、今別町	護岸、道路、防波堤等の被災	日本海中部地震
昭和59年3月26日	鯉ヶ沢町、深浦町	護岸等の被災	強風災害
昭和59年8月22日～23日	深浦町	離岸堤等の被災	台風第10号による強風波浪災害
昭和60年1月12日～13日	深浦町、鯉ヶ沢町、外ヶ浜町、今別町	護岸、離岸堤等の被災	強風波浪災害
昭和60年9月1日	深浦町、鯉ヶ沢町、五所川原市、中泊町	離岸堤等の被災	台風第13号
昭和61年9月3日～4日	つがる市	護岸等の被災	台風第15号からの熱帯低気圧による大雨および強風災害
昭和62年4月22日	深浦町、五所川原市	離岸堤等の被災	強風と波浪災害
昭和62年8月31日～9月1日	中泊町、外ヶ浜町、今別町	離岸堤等の被災	台風第12号
昭和62年11月5日～6日	深浦町、中泊町	護岸、離岸堤等の被災	強風による波浪災害
平成元年3月17日	中泊町	離岸堤等の被災	波浪による災害
平成2年1月11日	鯉ヶ沢町	離岸堤等の被災	波浪による災害
平成2年10月26日～27日	外ヶ浜町	離岸堤等の被災	波浪による災害
平成2年11月30日～12月3日	外ヶ浜町、深浦町、つがる市	護岸等の被災	大雨強風波浪による災害
平成3年2月15日	外ヶ浜町	防砂堤等の被災	風浪による災害
平成3年9月28日	五所川原市、中泊町	護岸、離岸堤等の被災	台風第19号
平成4年9月24日～25日	深浦町、つがる市	波消堤等の被災	台風第19号から変わった低気圧による大雨強風波浪による災害
平成5年7月12日	深浦町、中泊町、つがる市	護岸、突堤等の被災	北海道南西沖地震
平成6年2月21日～24日	五所川原市、中泊町、外ヶ浜町、今別町	護岸、離岸堤等の被災	冬季風浪による波浪災害
平成7年11月7日～9日	深浦町、鯉ヶ沢町、五所川原市、中泊町、外ヶ浜町、つがる市、今別町	護岸、離岸堤等の被災	発達した低気圧による暴風雪と沿岸波浪災害
平成11年3月5日～6日	中泊町、外ヶ浜町	離岸堤等の被災	強風災害
平成14年1月27日～28日	深浦町、つがる市	突堤、防砂堤等の被災	冬季風浪災害
平成14年11月27日～28日	今別町	護岸、道路の被災	強風波浪による災害
平成15年3月1日～4日	深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
平成15年9月13日～14日	深浦町	護岸等の被災	台風第14号
平成16年2月22日～23日	中泊町	離岸堤等の被災	冬季風浪災害
平成16年9月4日～8日	外ヶ浜町、五所川原市、深浦町	護岸等の被災	台風第18号
平成18年10月4日～9日	外ヶ浜町	護岸等の被災	風浪による災害
平成20年1月24日～25日	深浦町	護岸等の被災	風浪による災害
平成23年3月11日	深浦町	護岸等の被災	東北地方太平洋沖地震

外ヶ浜町 三厩海岸
(冬季風浪)



凡 例	
● (Green)	低気圧による波浪・風浪被害
● (Blue)	台風による波浪・風浪被害
● (Red)	地震・津波による被害

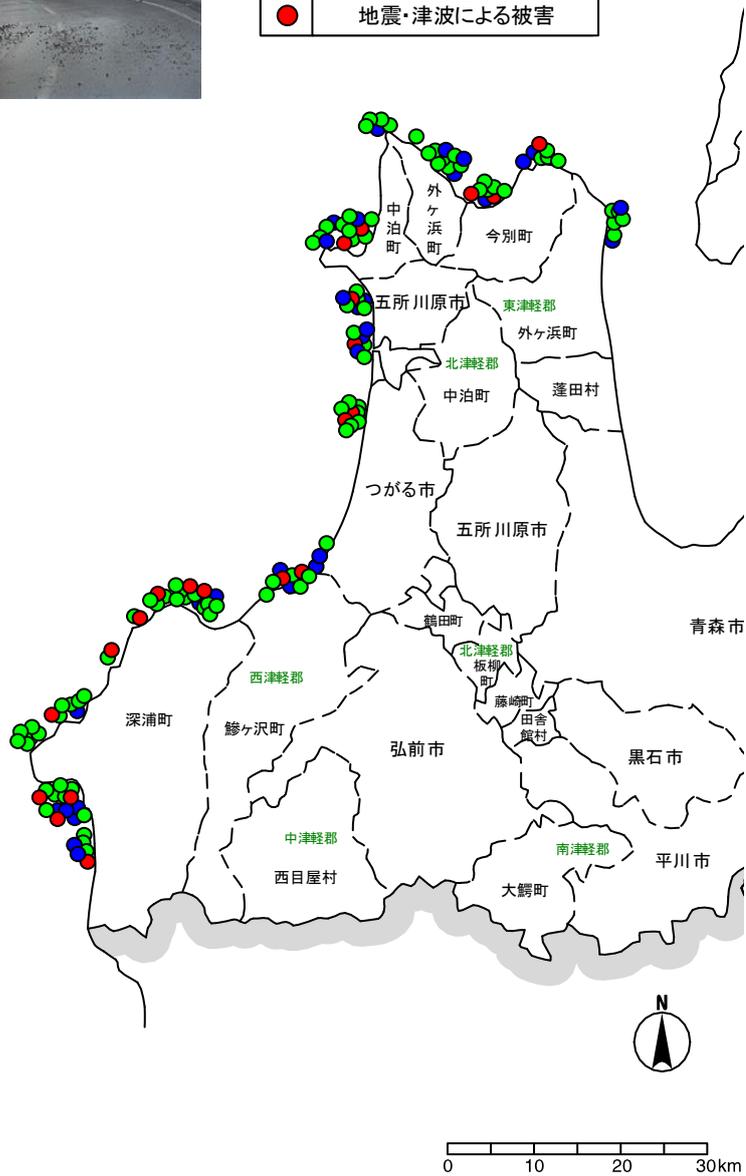


図-7 海岸構造物被災位置

・侵食

津軽沿岸において、侵食対策を行っている、又は、侵食状況について特に監視が必要な海岸は、図-8 に示すとおりです。沿岸中央部の七里長浜や、五所川原市、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町に点在する砂浜海岸において、海岸侵食が見られます。また、これ以外の海岸についても、巡視等を通して侵食状況の把握に努めています。

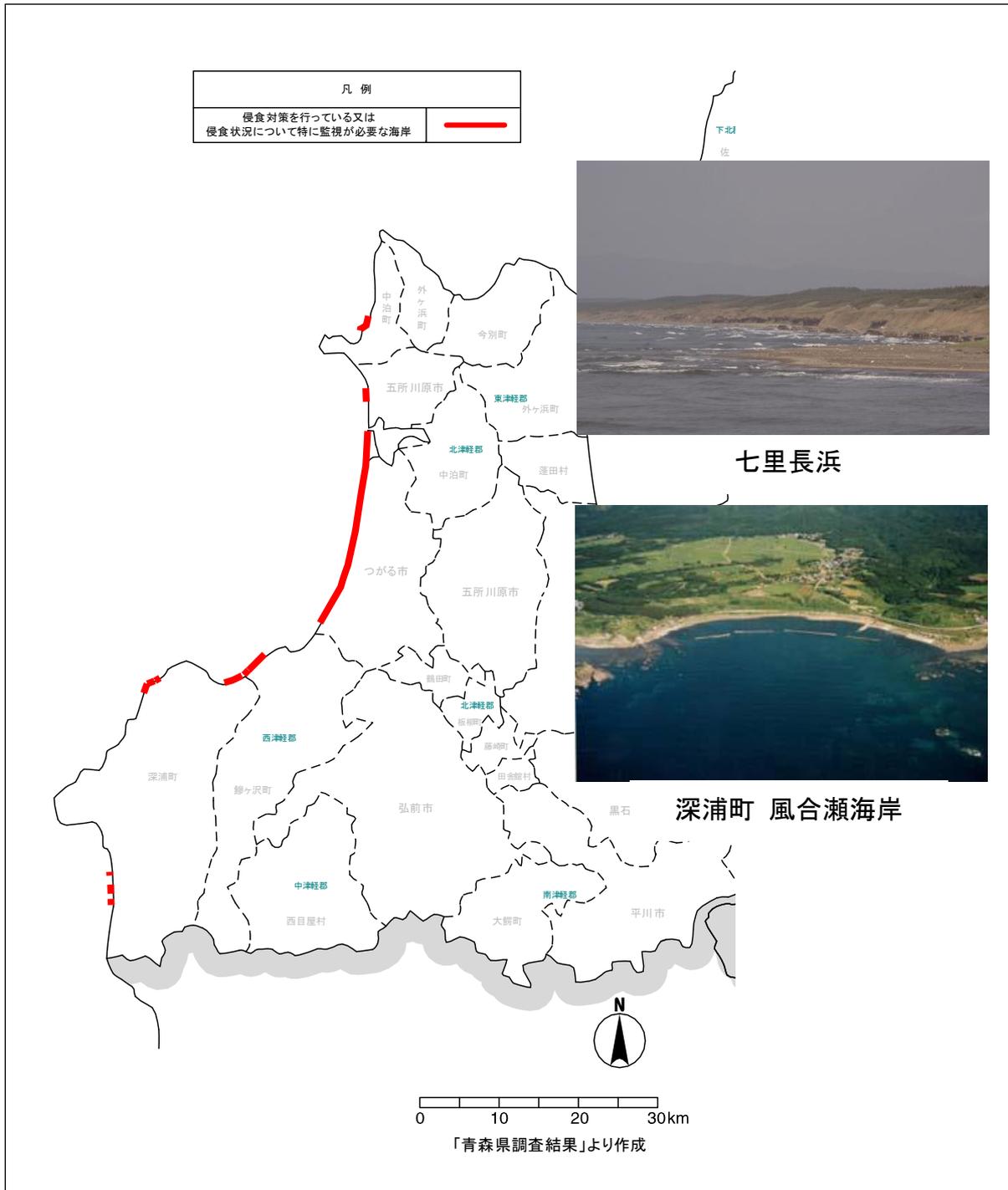


図-8 沿岸の侵食状況

②地震・津波

津軽沿岸に大きな被害をもたらした地震・津波としては、寛保（渡島大島）噴火津波（1741年）、日本海中部地震津波（1983年）等があります（表-9参照）。

青森県では、全沿岸において、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、最大クラスの津波を対象とした「津波浸水想定」を設定・公表しています。図-9に鱈ヶ沢町の津波浸水想定図を示します。また、津軽沿岸で想定される最大津波水位を図-10に示します。

なお、「平成25年度 青森県地震・津波被害想定」における、日本海側海溝型地震の被害想定の詳細は、表-10のとおりです。

表-9 津軽沿岸に大きな被害をもたらした主な地震・津波

発生年	地震津波	地震 マグニチュード ¹⁾	代表津波高
1741年	寛保(渡島大島)噴火津波	Mt8.4(※)	中泊町 T.P.+7.0m など
1983年	日本海中部地震津波	M7.7	五所川原市 T.P.+7.1m 深浦町 T.P.+6.7m など

(※) 津波マグニチュード¹⁾を記載

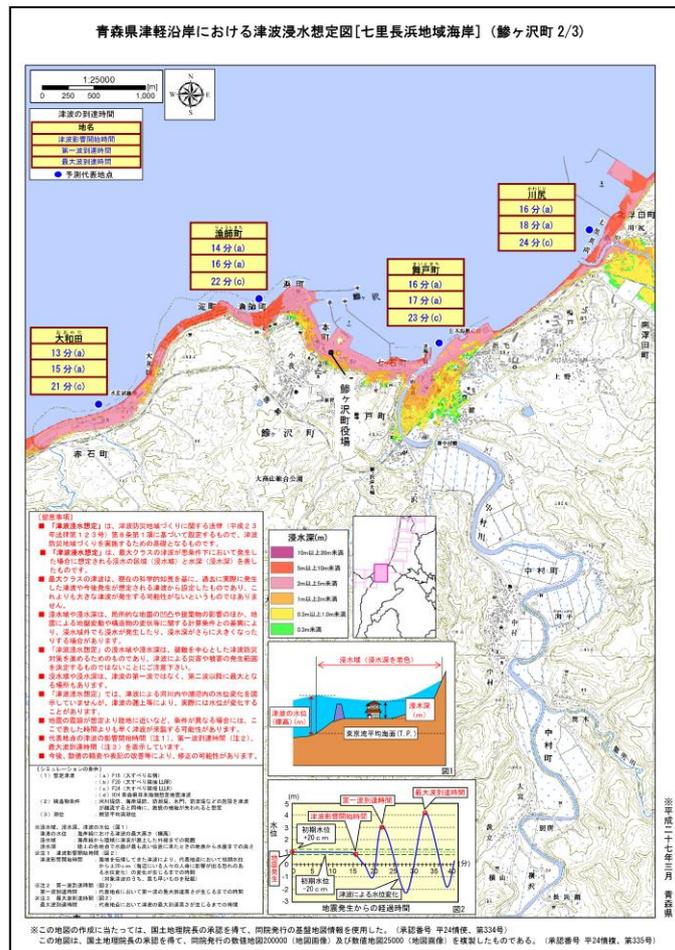


図-9 鱈ヶ沢町の津波浸水想定図

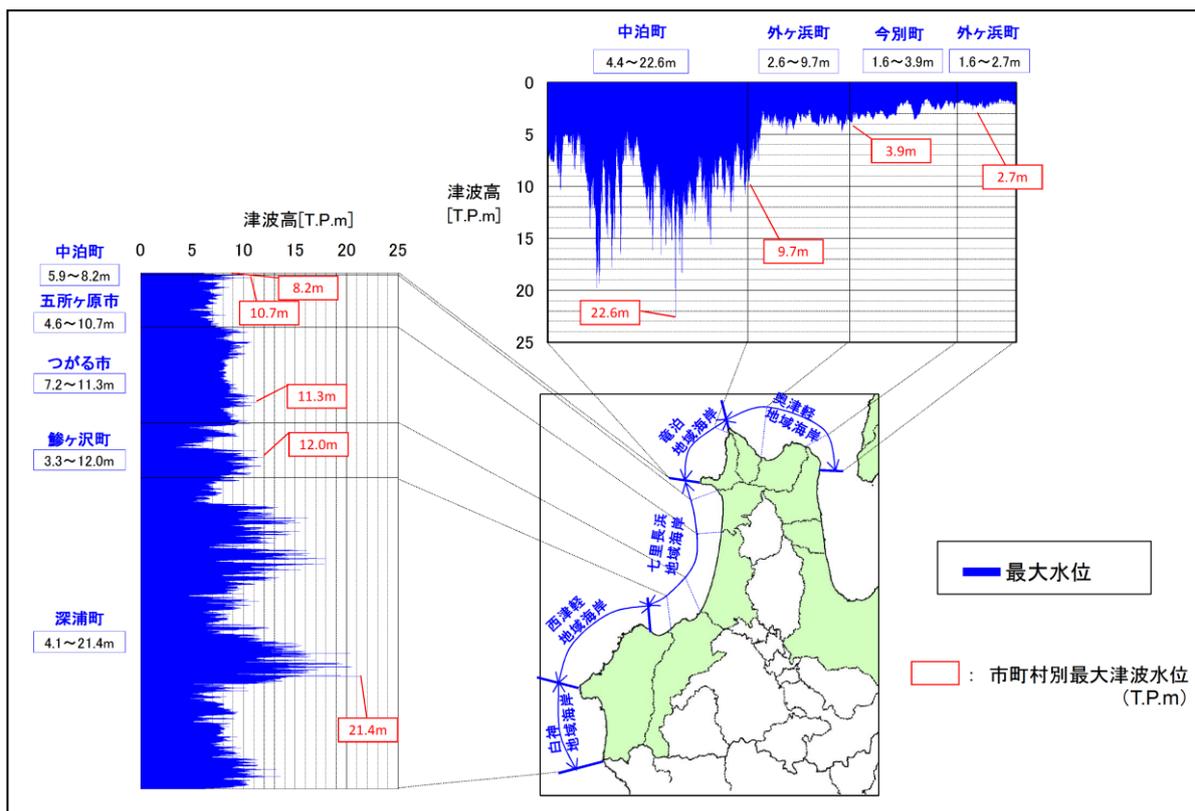


図-10 想定される最大津波水位

表-10 「平成 25 年度 青森県地震・津波被害想定」の概要

項目		被害内容
建物	全壊(棟)	4,700
	半壊(棟)	13,000
人的	死者(人)	3,300
	負傷者(人)	620

(日本海側海溝型地震による青森県全域の被害について記載)

また、堤防・護岸における整備後の経過年数の状況は、図-12 に示すとおりです。

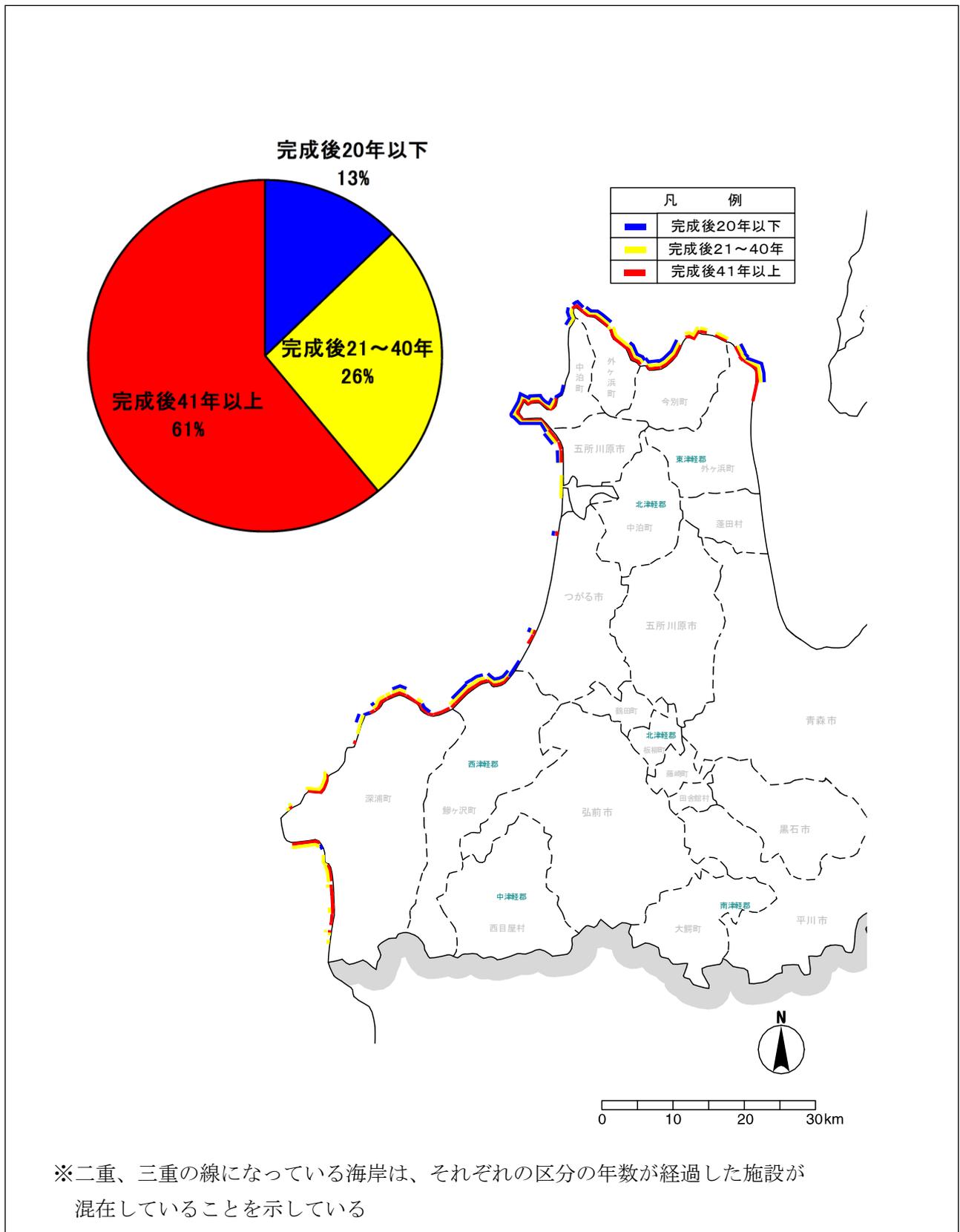


図-12 海岸保全施設の経過年数の状況

④防災体制の現況

沿岸市町村における高潮や津波に対する防災体制の現況は、表-11 に示すとおりです。

表-11 沿岸市町村の防災体制

市町村	防災無線の配備状況	防災訓練・津波避難訓練の実施状況(※1)	津波ハザードマップの作成状況(※2)
深浦町	○	○	○
鱒ヶ沢町	○	○	○
つがる市	○		○
五所川原市	○		○
中泊町	○	○	○
外ヶ浜町	○	○	○
今別町	○		○

(※1) 平成25年度における実施状況を記載

(※2) 平成28年4月時点における作成状況を記載

5) 海岸環境の現況

①自然公園・天然記念物

津軽沿岸は、そのほとんどが津軽国定公園に指定されているほか、国の特別天然記念物に指定されているカモシカが広い範囲で生息しています。また、深浦町・鱒ヶ沢町の内陸部には、世界遺産である白神山地があります。

またこれらの自然は、沿岸における重要な観光資源ともなっています。

表-12 沿岸における自然公園等

指定区分	名称	指定年月日	関係市町村			
国定公園	津軽	昭和50年3月31日	弘前市 今別町	五所川原市 中泊町	つがる市 鱒ヶ沢町	外ヶ浜町 深浦町
世界遺産(自然遺産)	白神山地	平成5年12月11日	鱒ヶ沢町	深浦町	西目屋村	

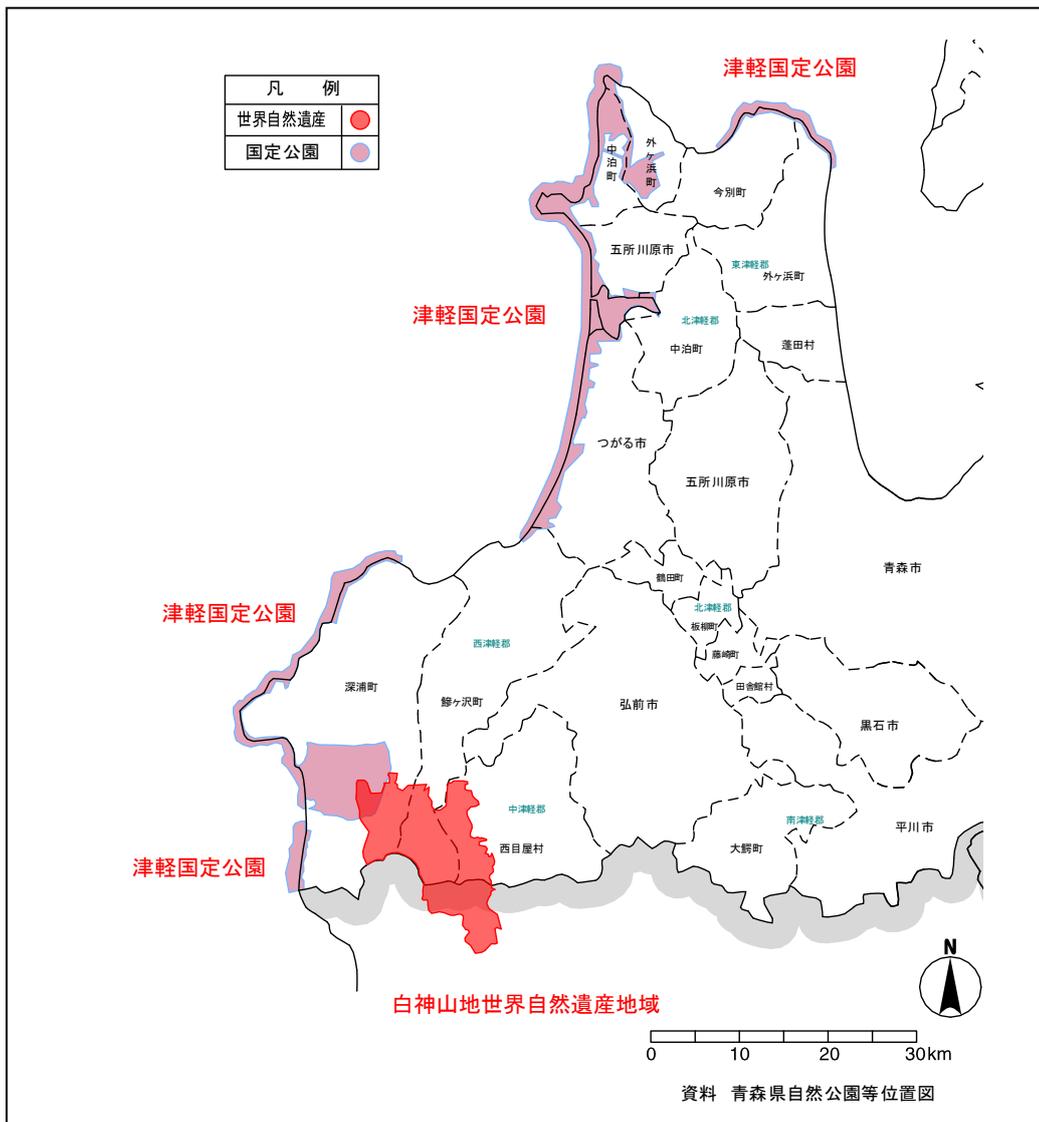


図-13 沿岸の自然公園等

②植物

津軽沿岸は、岩礁海岸付近の崖地には、エゾオオバコ、ハマボッス等の植物群落が見られます。

七里長浜等の砂浜海岸では、ハマニンニク、コウボウムギ、ハマボウフウ、ハマエンドウ、ハマヒルガオ等の砂地に生育する草本やハマナスといった低木からなる海浜植物群落が見られます。

沿岸南部の鱸作崎周辺にはヤブツバキの自生地があり、日本海側における自生北限地として貴重な植生となっています。

日本海側では、七里長浜を除く沿岸にガラモ場が広く分布しています。また津軽海峡側ではコンブ場のほか、アマモやタチアマモ、スガモなどのアマモ類が分布しています。

十三湖・岩木川（河口域）は日本の重要湿地 500 に指定されており、シオクグ群落など塩性湿地に特有な種が生育しています。

③動物

竜飛崎から小泊半島にかけての急峻な崖地や急斜面のヒロハノクサフジ群落にはカバイロシジミが生息し、これが分布の南限とみられています。

沿岸部では、一年中を通してウミウ、ウミネコ、オオセグロカモメといった鳥が見られます。

また、渡り鳥は陸続きに渡りをするため、津軽半島は北海道と本州との間の重要なルートになっています。ガン・カモ類等は沿岸部でよく見られますが、十三湖や内陸部の水田・湿地で休憩している個体も見られます。

十三湖・岩木川（河口域）は日本の重要湿地 500 に指定されており、ヤマトシジミなどの汽水性ベントスが豊富に生息しています。



ヒロハノクサフジ



カバイロシジミ



オオセグロカモメ



ヤブツバキ

写真-1 沿岸に生息・生育する主な動植物

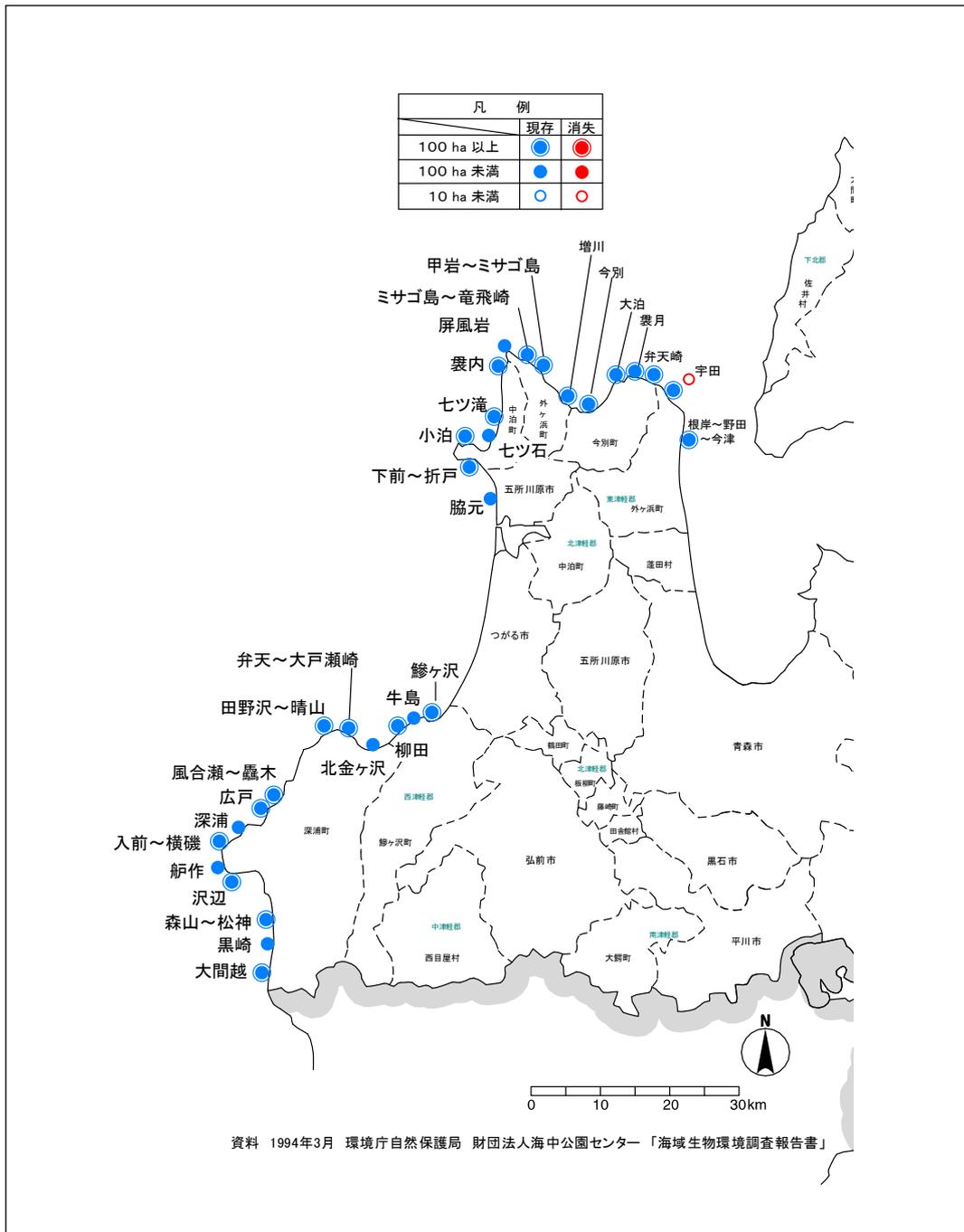


図-14 沿岸の藻場の状況

④沿岸の主な自然景観

津軽沿岸は、沿岸南部の深浦海岸や竜飛崎、権現崎、高野崎など侵食により造られた変化に富んだ荒々しい岩礁景観や沿岸中央部の七里長浜などの穏やかで美しい砂浜など変化のある景観を有しています。

また、沿岸のほぼ全域が津軽国定公園に指定され、秋田県境から鱒ヶ沢町においては、世界遺産の白神山地を背後に擁するなど、自然景観の豊かな海岸です。



①世界遺産 白神山地（深浦町）

③千畳敷海岸（深浦町）

⑤権現崎（中泊町）

②夕陽海岸（深浦町）

④七里長浜
（鱒ヶ沢町～五所川原市）

⑥竜飛崎（外ヶ浜町）

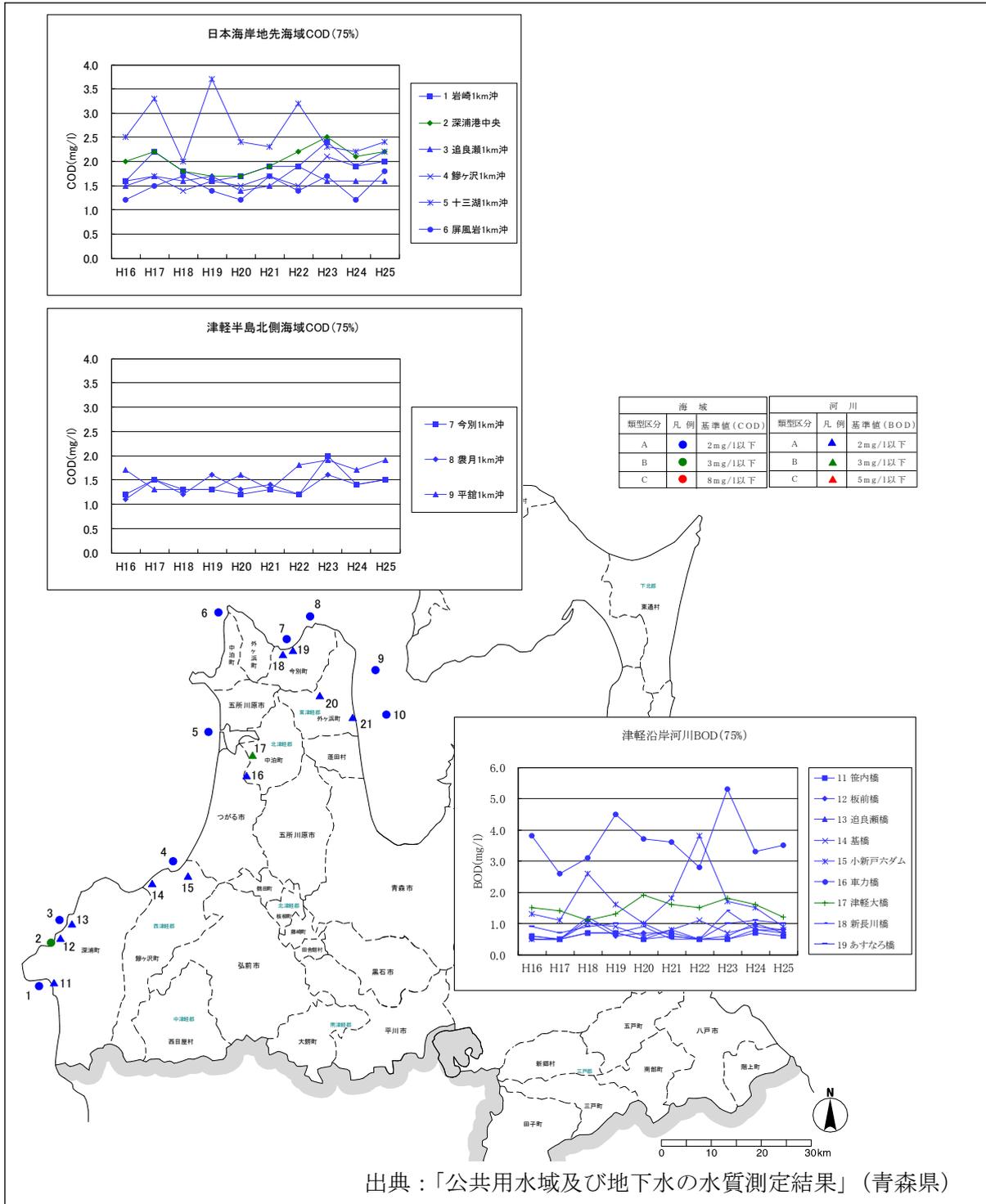
⑦潮騒橋と渚橋（今別町）

⑧松蔭くぐり（今別町）

図-15 沿岸の主な自然景観

⑤海域の水質

津軽沿岸の水質汚濁状況が把握できる水質環境基準点と、その類型指定状況、海域 COD と河川 BOD の経年変化は、図-16 のとおりです。十三湖 1km 沖の COD 濃度が高く、環境基準値を超えています。近年は、低下傾向にあります。その他の地点の水質は、概ね良好な状態です。



⑥海岸の漂着ゴミの状況

全国的に、海岸漂着物が社会問題になっている中、津軽沿岸においても、海岸漂着物の回収・処理が課題となっています。これまで、沿岸各地で海岸漂着物の回収・処理が行われてきましたが、依然として多量のごみが漂着している地域があります。

平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が施行され、国、県及び市町村等関係主体の役割や処理責任が明確化されました。

県では、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体等で構成する「青森県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行いながら、県及び市町村が、地域住民や関係団体等の協力の下、回収・処理事業を実施しています。

6) 海岸利用の現況

①祭り・イベント

津軽沿岸市町村の海岸で開催されている主な祭り、イベント等は以下に示すとおりです。



①賽の河原大祭 (深浦町)



②津軽深浦風待ち湊
ふかうらヤットセ (深浦町)



③鯔ヶ沢トライアスロン大会
(鯔ヶ沢町)



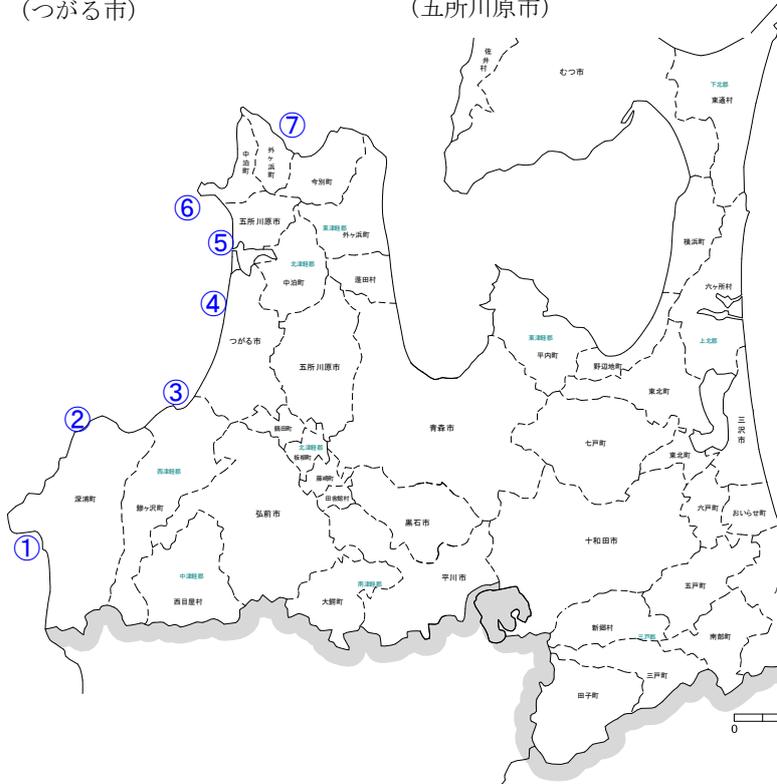
④チェスロカップ 水泳駅伝
(つがる市)



⑤十三の砂山まつり
(五所川原市)



⑥中泊町ビーチサッカー大会
(中泊町)



⑦みんなや義経まつり
(外ヶ浜町)

図-17 沿岸の主な祭りイベント

②レクリエーション

海岸のレクリエーション利用の主なものは、海水浴、キャンプ、釣りといったものです。以下に海水浴場及びキャンプ場の位置を示します。



①ビーチバレーボール大会
(大間越海岸海水浴場)
(深浦町)



②風合瀬海水浴場 (深浦町)



③千畳敷海水浴場 (深浦町)



④鱒ヶ沢海水浴場 (鱒ヶ沢町)



⑤脇元海水浴場 (五所川原市)



⑥折腰内海水浴場 (中泊町)

凡 例	
キャンプ場	●
海水浴場	●



⑦義経海浜公園海水浴場 (外ヶ浜町)



⑧平館海水浴場 (外ヶ浜町)

図-18 沿岸の主な海水浴場及びキャンプ場

③港湾・漁港

県内には、重要港湾 3 港をはじめとする 15 港湾、特定第三種漁港 1 港をはじめとする 90 漁港があります。

そのうち津軽沿岸には、重要港湾はなく、地方港湾が 2 港湾あるほか、第三種漁港の鱒ヶ沢漁港をはじめとする 22 漁港があります。

鱒ヶ沢漁港は本県日本海域の拠点漁港となっているほか、地方港湾の深浦港、第四種漁港の小泊漁港は、ともに貨物船・漁船等の避難上重要な港湾・漁港となっています。

津軽沿岸の港湾・漁港分布図は図-19 に示すとおりです。

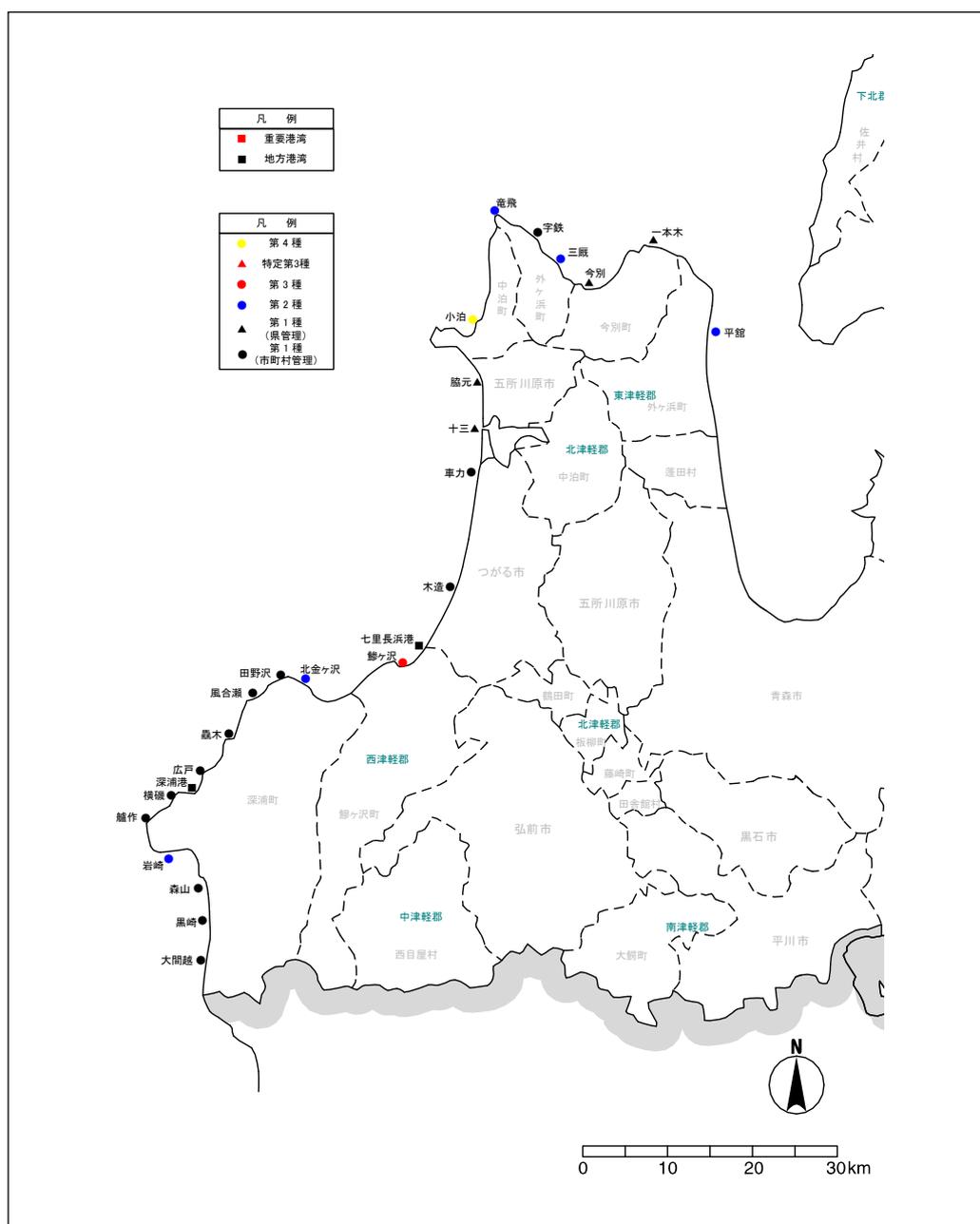


図-19 沿岸の港湾・漁港

④海岸の漁業利用

津軽沿岸における磯根漁業の状況は、表-13 に示すとおりです。

沿岸の南部では、「さざえ」、「あわび」、「わかめ」の陸揚げ量が多く、北部では、「うに」、「なまこ」、「こんぶ」の漁獲数量が多くなっています。

表-13 沿岸の主な磯漁業

市町村	単位:kg									
	ほたてがい	さざえ	あわび	その他貝類	うに	なまこ	ほや	こんぶ	わかめ	その他藻類
深浦町		58,403	6,076	1,670	2,400	11,338			61,437	156,924
鱒ヶ沢町		1,268	114			2,816			367	1,959
五所川原市			709			39				
中泊町		7,247	2,017	3,357		3,771				20,939
今別町	44,462	1,618	460		10,727	10,587		31,465		14,365
外ヶ浜町	6,904,737	19	839	496	18,724	59,719	18,119	30,973	260	5,788

※外ヶ浜町は陸奥湾側の漁獲量を含む

資料：「平成 26 年海面漁業月別漁獲数量・漁獲金額調査」

また、海岸保全施設等において、稚魚の育成場、藻場の着定基質、磯根資源の増殖場等としての活用を図っています。

(2) 海岸の保全の方向性（基本理念）

1) 沿岸の特性総括

①防護に関する特性

津軽沿岸は、沿岸の大部分が日本海に面しており、冬季には日本海側特有の季節風により高波浪の発生が多く、また砂浜海岸では、一部で侵食が進んでいることから、これまで海岸保全施設の整備による対策を進めてきましたが、今後も引き続き、対策を進める必要がある海岸があります。

また、沿岸に整備されている堤防・護岸の6割以上は、設置後40年以上が経過しており、今後老朽化による海岸保全施設の機能低下等が懸念されます。

津波・高潮に対する沿岸市町村の防災体制については、避難訓練の実施や津波ハザードマップの作成等が進んでいますが、引き続き、防災意識の向上を図っていく必要があります。

②環境に関する特性

津軽沿岸は、ほぼ全域が津軽国定公園に指定されており、津軽半島や世界遺産の白神山地などを背後に擁し、多様な植物や動物が生息する豊かな自然環境と、夕陽海岸、千畳敷海岸、権現崎、竜飛崎や七里長浜などの風光明媚な岩礁景観や砂浜景観を有しています。

このことから、海岸保全施設の整備に当たっては、沿岸の自然環境・自然景観に配慮する必要があります。

また、海岸の漂着ゴミの処理については、行政と地域住民や関係団体等の協力の下、回収・処理を実施しています。一方で、ゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発も図っていく必要があります。

③利用に関する特性

津軽沿岸は、古くからの海上交易により栄えてきました。現在でも日本海を北上する対馬暖流を活かした漁業活動、七里長浜港による港湾活動、歴史や文化に彩られた祭りやイベントなどが行われており、点在する砂浜海岸においては、海水浴やキャンプ場などの海洋性レクリエーションの場として多様な利用がなされています。

このことから、高齢者や障害者等も海岸に近づき、自然と触れ合えるようにするための配慮が必要です。

2) 海岸の保全の基本理念

津軽地域には、白神山地や津軽半島の青い森の広がり、津軽平野の広大な大地を潤す岩木川、豊饒の幸を与えてくれる日本海などの豊かな美しい自然があります。

また、岩木川の河口には十三湖が位置し、古くから文化交流の場としての機能を有し、北海道と畿内を結ぶ北方交易の役割を果たしてきた十三湊が繁栄していました。十三湊は下之切り通り・十三街道と岩木川水運で結ばれ、西浜街道沿いに鱒ヶ沢湊・深浦湊があり、秋田との境に大間越番所（深浦町）が置かれていました。

明治以降、湖底の浅い十三湊はその役割を失い、また鱒ヶ沢湊、深浦湊も最盛期の活気を失いましたが、現在も鱒ヶ沢町、深浦町、つがる市、五所川原市が津軽地域の経済の中心として発展しつつあります。

このような歴史と文化の中、津軽沿岸は、日本海と津軽海峡に面し、日本海特有の冬の季節風や海峡特有の高波浪が発生しやすいため、集落が存在する沿岸部では、幾度となく高波の被害を受けてきました。

また、近年沿岸中央部の七里長浜をはじめとした砂浜海岸では、侵食による前浜の減少が進んでおり、防災上の安全性と国土の保全が必要となっています。

一方、沿岸南部の夕陽海岸・千畳敷海岸、沿岸北部の竜飛崎・権現崎等、侵食により造られた荒々しい岩礁景観や沿岸中央部の七里長浜などの穏やかで美しい砂浜が見られる豊かな海岸景観を有しています。また、沿岸のほぼ全域が津軽国定公園に指定され、自然環境の豊かな海岸であります。

更に、鱒ヶ沢海水浴場、風合瀬海水浴場、折腰内海水浴場などの各地の海水浴場は、沿岸及び内陸部住民の貴重な海洋性レクリエーションの場となっています。

津軽沿岸の海岸は、今後も沿岸住民の生活を支え、文化を育み、新たな海上交易の場として発展していくことが望まれています。

また、沿岸の安全性や適正な海岸利用の促進を図るとともに、海岸が有する多様な自然環境を保全し、調和のとれた海岸づくりを目指す必要があります。

津軽沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、以上のことを念頭におき、「基本理念（コンセプト）」を以下のように設定します。

＜基本理念＞

ふるさとの豊かな自然と夕陽海岸に生まれ、古くからの海上交易により栄えてきた文化、風土を継承し、新たな活力を培う津軽沿岸の海岸づくり

3) 海岸の保全に関する基本方針

前項の基本理念を受け、津軽沿岸の保全に関する基本方針を次のように設定します。

＜基本方針＞

●日本海の厳しい季節風等に対応し、安全ですこやかな暮らしができる海岸づくり

厳しい気象・海象条件の中で、古くから続けられてきた沿岸域での生活を災害から守り、将来とも安心でき、安全で快適に生活できる海岸づくりを推進します。

また、沿岸の生活・文化を培ってきた海を、誰もが快適に利用できるように、生活に密着した海岸づくりを推進します。

●津軽沿岸を象徴する「夕陽海岸」など、豊かな海岸景観と貴重な自然環境や生物多様性の保全を図り、安らぎと潤いのある海岸づくり

津軽沿岸特有の岩礁海岸や砂浜海岸が織りなす海岸景観や、動植物の生息・生育環境の保全に配慮します。

海岸保全施設の整備にあたっては、豊かな海岸景観と貴重な自然環境や生物多様性に対し十分な配慮を行い、安らぎと潤いのある海岸づくりを推進します。

●「森・川・海」の保全と創造を図るため、津軽沿岸住民と内陸住民が一体となる海岸づくり

「防護」「環境」「利用」の調和がとれた海岸保全を実施していくために、沿岸住民のみならず、津軽沿岸に関わる森・川・海を一体としてとらえ、住民、ボランティア、行政等の適切な役割分担と連携のもとで、次の世代へと継承する海岸づくりを推進します。

●地域住民の参加や利用者の協力による美しく快適な海岸づくり

行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進めます。

2-2. 海岸の防護に関する事項

(1) 海岸の防護の目標

1) 防護すべき地域

津軽沿岸海岸保全基本計画における防護すべき地域とは、根岸（外ヶ浜町平館）から秋田県境までの海岸の内、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等により、背後地の人命や財産に被害が発生するおそれがある海岸とします。

2) 防護水準

海岸保全施設による津波の防護については、文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションによる津波高さに基づき、数十年から百数十年に一度程度発生すると想定される、比較的発生頻度の高い津波に対して防護することを目標とします。

なお、東日本大震災のような最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防御」の考え方に基づき、津波ハザードマップの整備など、ソフト対策の推進による住民避難を軸とした津波防災・減災対策の構築を目指します。

高波による被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく計画高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えたものに対して防護することを目標とします。計画高潮位は、既往の最高潮位、または適切に推算した潮位とします。

侵食に対する防護については、現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、侵食が特に著しい場合など、必要な場合には、さらに汀線を回復することを目標とします。

(2) 海岸の防護の目標を達成するための施策

数十年から百数十年に一度程度発生すると想定される、比較的発生頻度の高い津波への対策として、堤防等の海岸保全施設の整備を進めていきます。

高波による越波・浸水に対しては、構造物による防護を図るとともに、堤防や波消工のみで海岸線を防護する線的防護方式から、沖合施設及び岩礁や砂浜の持つ「自然の消波機能」を組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換を進めていきます。

また、海岸保全施設の整備にあたっては、設計の対象を超える津波や高潮に対しても、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した、粘り強い構造についても検討するものとします（図-20 参照）。

現在のソフト対策の例(五所川原市)

津波から命を守るために

◆避難対策

指定避難所・指定緊急避難場所等案内看板の設置



◆情報発信

防災行政無線（十三地区）



◆地域防災力の強化

防災訓練の実施



津波避難タワーへの避難訓練の実施（28年度）
※写真は磯松地区津波避難タワーへの避難訓練の様子
（7月24日「総合防災訓練」にて）

小・中学校の先生方を対象とした
津波対策講演会の実施（27年度）



今後のソフト対策(津波防災地域づくり法)

基本理念

「なんとしても人命を守る」

ハード・ソフトの施策を総動員させる
「多重防御」
の発想によって津波防災地域づくりを推進

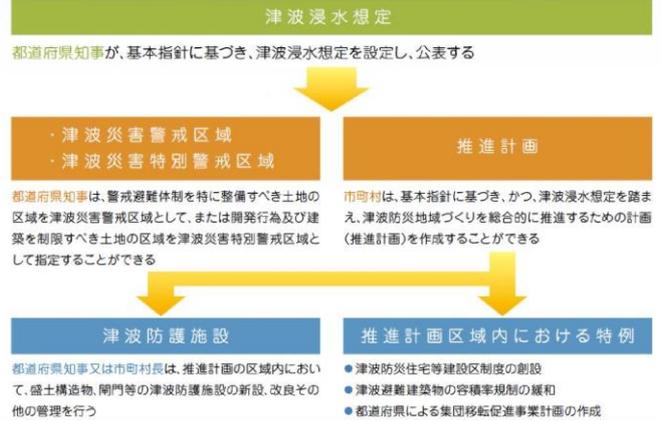
▶最大クラスの津波に対して

- 最大クラスの津波
 - 国土防衛は極めて低いもの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
 - 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を助に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立
- 基本的考え方
 - 被害の最小化を主眼とする「防災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要
 - ① 海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する
 - ② それを踏まえ津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視



津波防災地域づくりに関する法律の概要

基本指針 (国土交通大臣 平成23年12月27日)

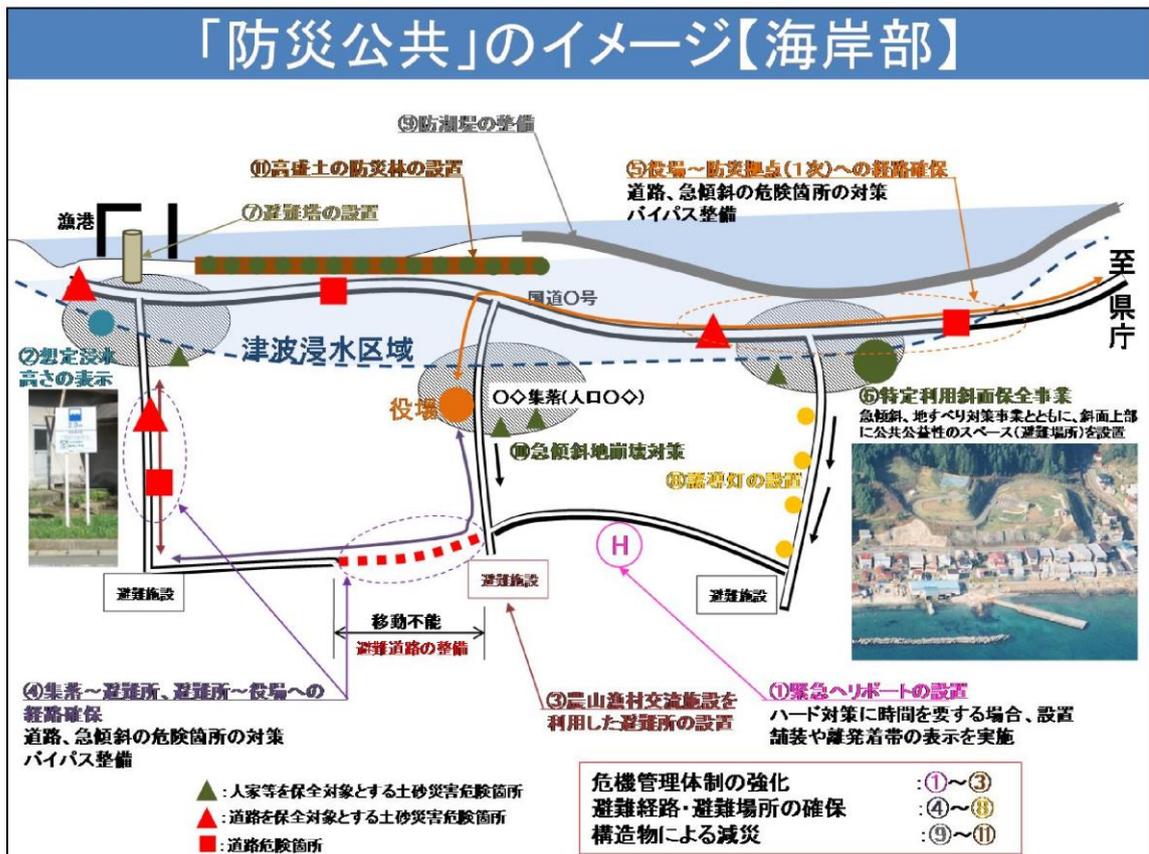


いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



防災公共とは

災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組



○防災公共推進計画とは

人命を最優先とする「防災公共」の理念に合致した防災対策を進めるため、地域の実情にあった避難計画を具体化するために必要な対策を設定する。そのためには最適な避難経路、避難場所の確保が必要となる。

●最適な避難場所

避難場所が土砂災害特別警戒区域外及び警戒区域外、または津波浸水想定区域外に設定されている場所

●最適な避難経路

最適な避難場所や防災拠点である役場まで危険区域を通らずに道路交通でアクセスが可能な道路

具体的には、下記の項目について、検証し、必要な対策を設定する。

1. 地区(集落)内の避難経路、避難場所
2. 防災拠点となる役場と地区(集落)及び避難場所間の経路
3. 役場と外部(地方中心生活圏都市や高速IC等)間の経路

2-3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸は、陸域と海域とが相接する区間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物に多様な生息・生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在していることから、それらの生物多様性の価値を理解し、自然と共生する海岸環境の保全と整備を図ります。

特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分配慮し、海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進めます。

また、砂浜は、防災上の機能に加え、美しい海岸景観の構成要素となるとともに、人と海との触れ合いや海水の浄化の場としても重要な役割を果たしており、多様な生物の生育・生息の場ともなっているため、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進します。

施設の整備に当たっては、優れた海岸景観が損なわれることのないよう、また、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮します。

さらに、海岸環境に関する情報の収集・整理と分析を行い、その結果を提供・公開することにより、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めます。

青森県では、これらに関する施策「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、保全地域に指定した海岸をできる限り自然の状態を維持するため、環境学習の場の提供などの啓発活動に取り組んでいきます。

さらに、その条例と連携を図りながら、「山・川・海をつなぐ水循環システムの再生・保全」として、人間と動植物の生命や農林水産業などの基盤である良質な水資源を守るため、山・川・海を一体的に捉え、健全な水循環の確保に取り組んでいきます。

そのほか、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」や、海岸法に定める海岸協力団体制度を活用し、地域住民と連携した、清掃等による海岸の美化、動植物の保護等に取り組んでいきます。

青森県 ふるさとの森と川と海の条例

保全及び創造に関する条例

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

保全地域

条例について

県では、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。
この条例は、私たちが、自然豊かな森と川と海の調和を律ち、水とふれあいが生活を楽しみ、地域文化を育んでいく一方で、森と川と海という自然を大切にしようとする気運が高まっていることを踏まえ、市民の意欲で潤いのある生活の営んでいる森と川と海を農、観光、事業者が一体となって保全し、創造しようとするものです。

条例の対象

青森県の森林、河川、海岸です。これを「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全及び創造します。
河川には、十間田川や十三瀬や小川(飯沼)などの湖沼も含まれています。

条例の特徴

- ふるさとの森と川と海は、農林水産業の生産活動や国民の生活と結びついて地域文化を形成する基盤であり、これを国民生活の基盤と位置付け、保全し、創造します。
- 連携しながら取り組むふるさとの森と川と海を一体的に保全し、創造します。

保全及び創造

- 保全とは、既存するふるさとの森と川と海を適正に維持することです。
- 創造とは、地域文化を形成するふるさとの森と川と海をより豊かにすることです。

施策の基本

すべての人の参加の下にふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態を維持することを基本とします。

おもな施策

ア 森と川と海の一体的な保全・創造を推進

① 地域の特性に応じた樹種の植栽
ヒバ、ブナなどの郷土樹種を中心に植栽し、広葉樹林化、雑木林化を推進する。また、河川の遊歩道、水生生物などを指標とする清流管理指標も定める。

② 動植物の生息地・生育地の保全
森林、河川、海岸域をできる限り自然の状態を維持するため、森林では適正な間伐・整備、保安林指定を推進するとともに、森林、河川、海岸では動植物の生息地や自然環境に配慮した自然創りづくり、海岸づくりを推進します。

③ 人と自然との豊かなふれあいの創出
次の世代を担う子供たちが、森や川や海とのふれあいを通じて、楽しみや感動を体験し、豊かな感性を育むことができる遊びの場、体験の場を提供します。

イ 啓発
森と川と海をつなぐ人や人の生活との関わりなどへの関心と理解を深めるため、学習の機会を提供、教育用の資料の提供などを行います。

ウ ふるさと環境守人(もりと)
ふるさと環境守人は、道徳活動や啓発活動を行います。

エ 民間団体等の活動が促進される措置を講じます
森や川や海における民間団体の活動や連携が更に促進されるように活動団体等の交流の場を設けるなどの措置を講じます。

保全地域

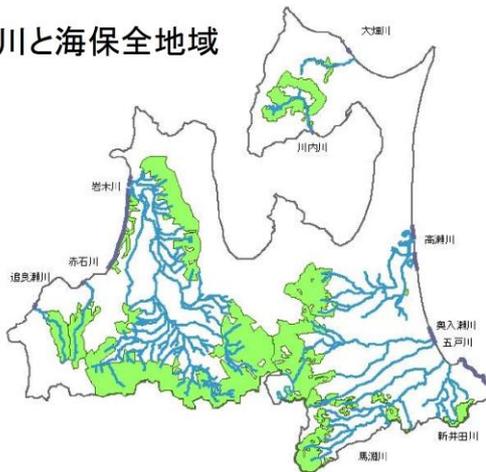
自然環境が優れた状態を維持している森林、河川、海岸のうち、地域文化の状況などから特に重要な区域を保全地域として指定します。

【保全地域では】

- 森と川と海の一体的な保全・創造を推進します。
- 保全計画には、樹種、地形等の保全、保安施設の整備等に関する誘導管理指標も定める。
- また、河川の遊歩道、水生生物などを指標とする清流管理指標も定める。
- 保全地域では、特定行為の届出が必要です。
- 届出は、行為に着手する50日前までに必要です。

特定行為とは①土石(砂を含む)の採取又は工作物の新築・増築等
②土地の掘削その他土地の形状を変更する行為(立木等の伐採等)です。
ただし、届出の適用除外となる場合もあります。

ふるさとの森と川と海保全地域



青森県ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0612-1123-618morikawaumijyourei.html>

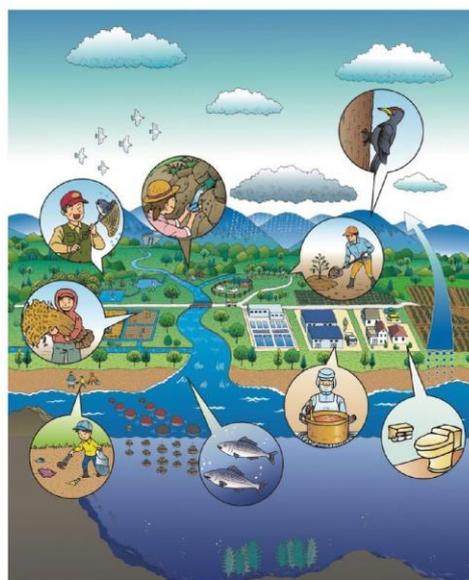
山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

本県は、緑あふれる自然環境に育まれた「水資源」に恵まれています。

この「水資源」は、消費者が求める安全・安心で優れた農林水産物を安定供給するための基盤となり、本県の基幹産業である農林水産業に必要不可欠です。

このため、県では、植林や海浜清掃など各流域関係者の自主的な活動を促すための意識啓発やその取組を支援してきました。

また、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置づけ、動植物の生息環境にも配慮した施設整備など新たな技術の開発・普及などに取り組んでいます。



山・川・海をつなぐ「水循環システム」のイメージ

【めざす方向】

山・川・海を一体的に結んだ取組を進め、きれいな水の維持・確保と農林水産業の生産基盤強化を図ります。

(1) 農林水産業の基礎となる「安全・安心な水資源」の確保

- ①きれいな水を育む緑豊かな森づくりの推進
- ②安全・安心な恵みの里づくりの推進
- ③豊かな水産資源を育む豊饒の海づくりの推進



企業連携したとの森林整備活動



ウスメバル幼魚

(2) 豊かな地域資源を未来に引き継ぐ環境公共の推進

- ①生産基盤の整備などを通じた環境公共の推進
- ②地域住民、NPO、企業などの参加による地域力の再生
- ③地域の資源、技術、人財の活用などによる、農業・林業・水産業分野の連携強化
- ④生物多様性に配慮した環境の保全・再生に向けた取組の強化

2-4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努めるとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処します。

また、海辺に近づけない海岸等においては、必要に応じ、海との触れ合いの場を確保するため、自然環境の保全に留意しつつ、公衆による海辺へのアクセスの確保に努めます。

海洋性レクリエーション等による海岸利用に当たっては、マナーの向上に向けた利用者に対する啓発活動を推進します。

『海岸を利用した教育の取組』

海岸、特に干潮線と満潮線の間は陸と海の境界であり、海洋生物と陸上生物、さらにはその中間に位置する半陸生生物が見られる自然豊かな場です。

また岩礁には、微細な環境が複雑に入り組み、多種多様な生物が生息しているので、それらを観察し、採集することも磯遊びの醍醐味です。海岸で自然に触れ合うことは、豊かな知識を育むことにもつながり、大変有意義です。

その一方で、青森県の岩礁海岸は漁業者の漁場として有用であり、磯廻りで生計を立てている人もいます。磯遊びにきた人の採集物には時には採集禁止の生き物が紛れ込んでいたりしてトラブルを生じることがあります。

漁業の営みを理解し、海岸を楽しむことができる知識を醸成できる機会を設けることが必要となっています。

むつ市 海と森ふれあい体験館



指定管理者NPO法人シェルフォレスト川内

海と森の生命の営みを科学的に学びながらふれあう。たいせつな故郷の豊かな自然と人々のやさしさと文化に、楽しみながらふれあうことを目的としている。

海のプログラム

▼マリユココシー入門

▼海の自然を知る

▼足元の自然をみつめる

▼海の自然がのびる

▼海の自然がのびる

▼海の自然がのびる

校外学習・総合学習・教科支援プログラム

▼校外学習・総合学習・教科支援プログラム

▼校外学習・総合学習・教科支援プログラム

▼校外学習・総合学習・教科支援プログラム

▼校外学習・総合学習・教科支援プログラム

<http://www.mutsu-taikanken.jp/index.html>

沿岸観察会

国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所

海浜域に生息する生物群集を観察して市民等の海に対する興味を喚起することを目的としている。また、長期にわたって観察することで、海洋環境変動と生物群集変化との間の関係を明らかにすることにつながる。本会はそのような生物モニタリング体制の構築に向けた足がかりとなるものである。

本観察会は、むつ市下北自然の家ならびにむつ市ちぢり浜において年一回開催していて、多くの市民等が参加している。青森周辺域を研究・調査対象の一とする海洋研究機関の専門家を講師として招き、潮間帯に生息する動植物の観察・採集・分類・同定・標本作製を行っている。また、講師による公開講座も開催され、本会は関連研究機関の間の連携を深めることにも大いに貢献している。

観望の観察

グループに分かれ、潮間帯(タイドプール)や磯を観察し、できるだけ多くの種類の生き物を見つけることを目指しました。

サンプル処理

観望の観察が終わったら、採集した生き物について調べます。

綺麗に分類できました！

押し標本作り

分類した海藻を水洗いで押し標本を作っています。

綺麗な標本ができました。

<http://www.jamstec.go.jp/mutsu/j/>

2-5. ゾーン区分とゾーン毎の方向性

(1) 津軽沿岸のゾーニングによる区分

1) ゾーニングに当たっての基本的な考え方

津軽沿岸を整備するにあたり、砂浜の保全や動植物の生息環境などは、一連の区域として配慮していく必要があります。このような区域を設定するために自然特性・社会特性より、以下のような考え方でゾーニングを行いました。

沿岸の気象・海象条件の違い、地形特性の違い、動植物の生息・生育状況などの自然特性を考慮し、その代表的な指標として海岸地形、自然公園の分布から、ゾーニングを行いました。

また、人口分布、産業、沿岸の利用状況、文化・風土など沿岸の社会特性を考慮し、その代表的な指標として人口集積地区、海水浴場、キャンプ場、港湾・漁港利用の状況より、ゾーニングを行いました。

2) ゾーニングによる沿岸の区分

①平館・今別・三厩ゾーン

津軽海峡に面しており、海岸線沿いに国道が通り人家が連なっています。平館漁港から竜飛崎にかけての海岸を対象とします。

②竜飛崎・小泊ゾーン

漁港付近に人家が集中していますが、多くは自然の岩礁海岸が残されています。竜飛崎から中泊町一体の海岸を対象とします。

③七里長浜ゾーン

七里長浜と呼ばれる長大な砂浜海岸となっており、漁港が点在するものの、人家はなく多くの自然が残されています。五所川原市市浦から七里長浜港にかけての海岸を対象とします。

④鱒ヶ沢・深浦ゾーン

沿岸内では最も人口が集中している地域で、漁港や港湾の利用や大規模な海水浴場でのレクリエーション利用が盛んです。七里長浜港から北金ヶ沢漁港にかけての海岸を対象とします。

⑤深浦・岩崎ゾーン

海岸線沿いに国道や鉄道が通っており、港湾や漁港付近では海岸付近に人家が連なっています。また夕陽に映える岩礁海岸や多くの景勝地、また点在する海水浴場等には多くの観光客が訪れています。北金ヶ沢漁港から秋田県境にかけての海岸を対象とします。

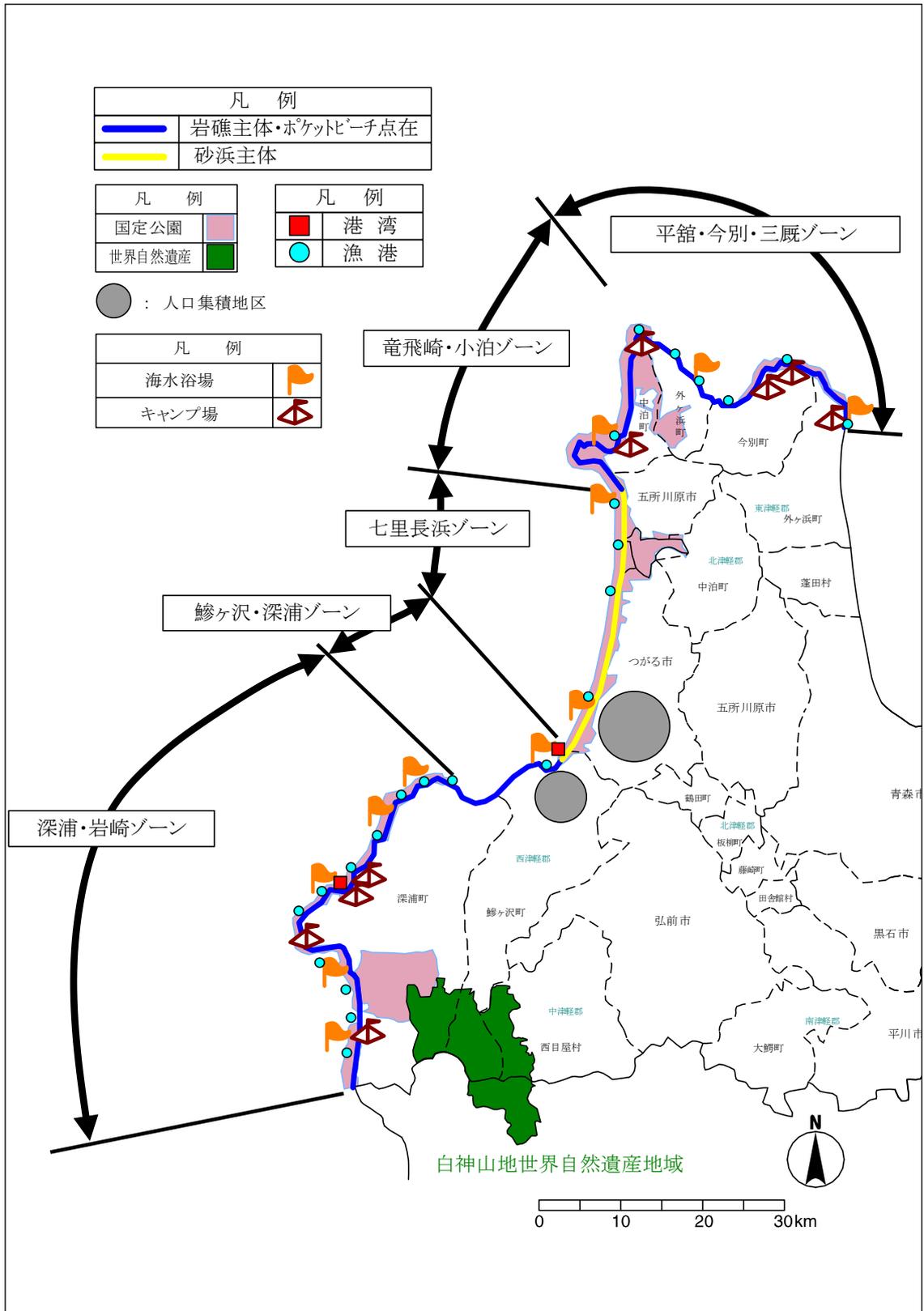


図-21 沿岸のゾーニング分布

(2) ゾーン毎の特性

ゾーン名	防護特性	環境特性	利用特性	海岸保全の方向性
平館・今別・三厩	冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られます。また、砂浜海岸では侵食が一部みられます。	岩礁海岸が主体となっており、竜飛崎や鑄釜崎・高野崎付近は津軽国定公園に指定されています。	背後の山と前面の海に挟まれた狭隘な土地に国道が通っており、人家が連担しています。景勝地や海水浴場・キャンプ場が点在しており、海岸への来訪者も多く、また全域で磯漁業が盛んです。	高潮・高波による越波に対する防護を進めます。また貴重な動植物や美しい景観、また豊かな水産資源への配慮が必要です。
竜飛崎・小泊	日本海特有の冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られます。	岩礁海岸が主体となっており、竜飛崎や権現崎をはじめほぼ全域が津軽国定公園に指定されています。	小泊漁港周辺では海岸線沿いに人家が集中し海水浴場やキャンプ場がありますが、その他の海岸線沿いには人家がなく自然が残されています。また全域で磯漁業が盛んです。	人家がある海岸では防護が必要な箇所が見られますが、多くの海岸は自然が残されており、今後も貴重な自然海岸として保全していきます。
七里長浜	長大な砂浜海岸は防護の面からも重要です。	七里長浜と呼ばれる砂浜海岸が主体となっており、全域が津軽国定公園に指定されています。	北側に海岸線沿いの人家連担地が見られますが、多くの人家は内陸部にあります。また漁港が点在しており周辺に海水浴場がありますが、ほぼ全域で自然が残されています。	人家に海岸災害が及ぶ恐れは少ないですが、貴重な砂浜海岸として保全していきます。
鱒ヶ沢・深浦	日本海特有の冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られます。また、砂浜海岸では侵食が一部みられます。	岩礁海岸と砂浜海岸が点在しています。	鱒ヶ沢漁港および北金ヶ沢漁港周辺では海岸線沿いに人家が集中しています。また鱒ヶ沢には県内有数の海水浴場がありレクリエーション利用が特に盛んです。	人家が連なっている海岸では、住民が安心できるための整備を進めるとともに、海洋レクリエーション利用に対応した整備を進めます。
深浦・岩崎	日本海特有の冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られます。また、砂浜海岸では侵食が一部みられます。	岩礁海岸が主体となっており、千畳敷海岸をはじめ、ほぼ全域が津軽国定公園に指定されています。	深浦港や岩崎漁港周辺では海岸線沿いに人家が集中しているほか、一部の漁港周辺の海岸線沿いに人家連担地があります。多くの景勝地や海水浴場・キャンプ場があり、多くの観光客が訪れています。また全域で磯漁業が盛んです。	人家が連なっている海岸では、住民が安心できるための整備を進めます。また、多くの景勝地や訪れる観光客、豊富な水産資源への配慮が必要です。

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3-1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

海岸保全施設を新設又は改良するに当たっての基本的な事項は、「2-1 (2) 海岸の保全の方向性」で示した、海岸の保全の基本理念及び基本方針並びにゾーン毎の特性及び海岸保全の方向性等を踏まえて定めます。

なお、ここで示す、海岸保全施設の種類や規模等は、整備の方向性を示すものであり、具体的な規模等は、当該施設の整備に着手する際、地域住民の意見も踏まえつつ、詳細な検討を行ったうえで決定します。

また、地域の状況変化や社会経済状況の変化等が生じた場合、並びに災害の発生等に伴い海岸保全施設の整備の必要性が新たに生じた場合等、必要に応じ本内容の見直しを行います。

海岸保全施設の模式図および各施設の機能を図-22 に示します。

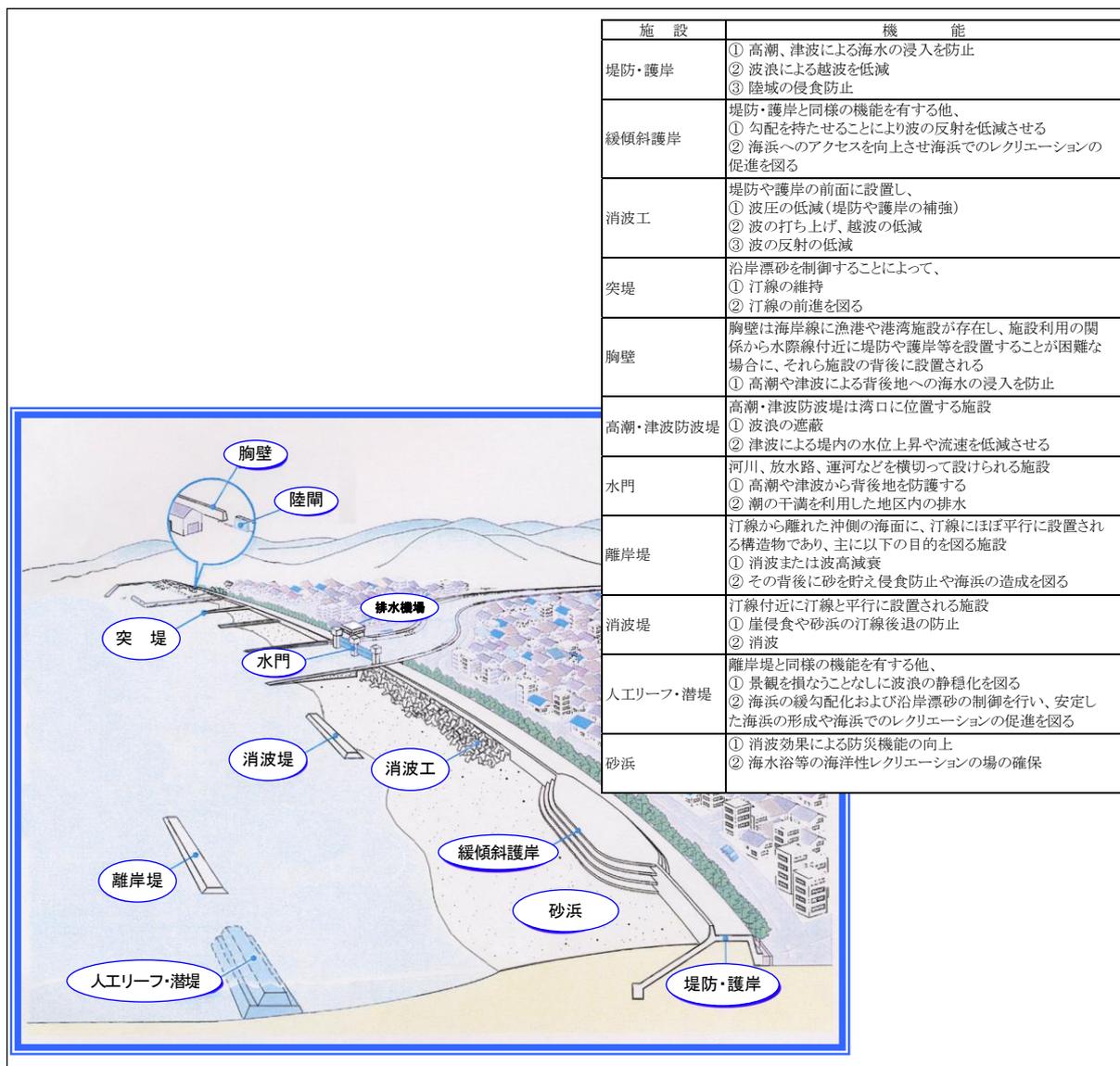


図-22 主な海岸保全施設

(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

「2-2 (2) 海岸の防護の目標」において、防護すべき地域を「津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等により、背後地の人命や財産に被害が発生するおそれがある海岸」としました。

津軽沿岸における、海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域は、現状において、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等により、背後地の人命や財産に被害が発生するおそれがある区域とし、別表及び添付図に示すとおりです。

(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置

一般的に、海岸保全施設には、堤防、護岸、胸壁、突堤（ヘッドランドを含む）、離岸堤、潜堤（人工リーフを含む）、消波堤、砂浜等があり、その機能はそれぞれ図-22 に示すとおりです。

津軽沿岸において新設又は改良しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置は、別表及び添付図に示すとおりです。

(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

津軽沿岸において、海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況は、別表及び添付図に示すとおりです。

3-2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設を適切に維持管理するため、定期的に海岸保全施設の巡視又は点検を行い、施設の変状の有無や状態把握に努め、当該施設の健全度を適切に評価したうえで、必要に応じ、所定の防護機能を確保するための修繕等を行います。

また、老朽化した海岸保全施設が増加していることから、堤防・護岸等の長寿命化計画を作成し、維持管理に要する費用の縮減や平準化する仕組みの構築を図るなど、施設の防護機能を持続的に確保していくため、予防保全型の効率的・効果的な維持管理の推進に努めます。

(1) 海岸保全施設の存する区域

津軽沿岸において、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域は、別表及び添付図に示すとおりです。

(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置

津軽沿岸において、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の種類、規模及び配置は、別表及び添付図に示すとおりです。

(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

津軽沿岸において、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設における、種類ごとの維持又は修繕の方法は、別表及び添付図に示すとおりです。

4. 留意すべき重要事項

4-1. 関連計画との整合性の確保

津軽沿岸における総合的な海岸の保全の実施に当たっては、本計画に基づくほか、土地の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等、関連する計画との整合性を確保します。

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めています。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進します。

4-2. 関係行政機関との連携調整

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進します。

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要があります。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進します。

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生します。この問題に対応していくため、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、山から海までを含めた河川流域とも連携を図ります。

4-3. 地域住民の参画と情報公開

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠です。

このため、計画の策定段階で実施したパブリックコメントだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得るものとします。

海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努めます。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。

地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図り、災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等に取り組みます。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図ります。

4-4. 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うものとします。

出典資料一覧

資料名	使用項目
平成27年度版 海岸統計	対象範囲、海岸保全の経緯
青森県海岸保全区域図	海岸保全区域図
あおもりの海岸	海岸保全区域図
平成27年 気象庁月報	気象
気象庁アメダス 2000年～2015年 (深浦:風向)	海象
全国港湾海洋波浪情報網(ナウファス:NOWPHAS)	海象
海洋速報 海流図 海上保安庁 2015.07.31～08.13、2015.12.4～12.17	海象(海流)
日本の主な山岳標高 国土地理院	地形
青森県生物多様性戦略	地質
東北地方の地盤工学 地盤工学会東北支部	地質
平成22年度 河川調書	河川
平成27年度 青森県統計年鑑	自然公園・天然記念物
青森県の自然公園	自然公園・天然記念物
平成27年 国勢調査	人口、産業
平成25年度 市町村民経済計算	産業
平成27年 青森県海面漁業に関する調査結果書(属地調査年報)	水産業
平成27年度 青森県地震・津波被害想定調査 (日本海側海溝型地震) H28.3	海岸防護の現況
平成24・25年度 青森県地震・津波被害想定調査 報告書 H26.3	海岸防護の現況
津波浸水想定区域図	海岸防護の現況
青森県の自然 H2.3	海岸環境の現況
第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書 (藻場・干潟・サンゴ礁調査) 1994.3 環境庁自然保護局	海岸環境の現況
2004年度～2014年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果 青森県	海岸環境の現況
生物多様性の観点から重要度の高い海域 環境省	海岸環境の現況
青森県沿岸におけるアマモ科植物の分布 日本応用藻類学会(Algal Resources vol.6,pp.1-13)	海岸環境の現況
平成26年 青森県観光入込客統計	海岸利用の現況
2015 青森県の港湾・空港	海岸利用の現況
漁港位置図	海岸利用の現況